

おわりに

第5期基本構想は、過去から引き継いできた国立市のまちづくりの伝統を基盤としつつ、現在の市の置かれた状況をしっかりと受けとめる中で、市民の皆さんの思いや視点をできるだけ盛り込み、新しい考え方を取り込んで策定されました。未来のくにたちのあり方を真剣に見つめ、市民の思いを込めて策定されたこの構想が、今後12年間の市政の指針となっていきます。

基本構想を理想に終わらせないためには、「これから」が大切です。理想の実現のために、たゆまぬ努力が求められます。市と市民が車の両輪として力強く連携し、オールくにたちで、未来へ向けて前進するという強い意志を込めて、構想の結びとします。

国立市第5期基本構想 第3次基本計画

(国立市地方創生総合戦略)

令和8(2026)年3月

国立市

I 基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、第5期基本構想の「まちづくりの目標」の実現及び「まちづくりの政策」の推進に向け、個別の行政分野ごとに、施策の目的及び体系や施策の展開方向(基本的取組)などを掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針をなすものです。

基本計画の下には実施計画を置き、基本計画において定めた施策の大綱を、現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにします。

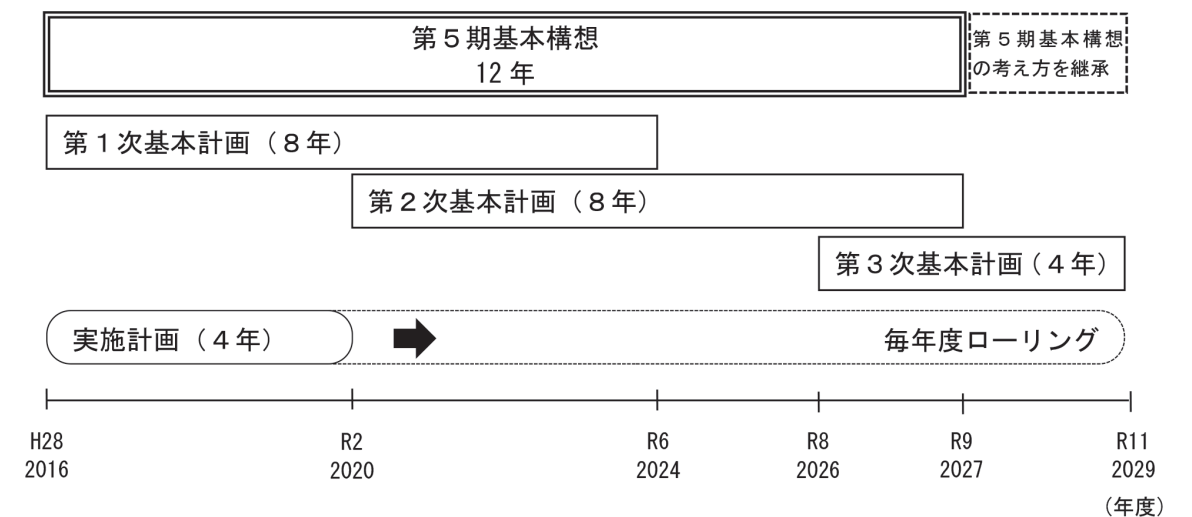
2 基本計画の計画期間

第3次基本計画の計画期間は、令和8(2026)年度～11(2029)年度の4年間としますが、社会経済情勢の変化や国・東京都の政策動向、まちづくりに対する市民ニーズの変化等に的確かつ迅速に対応できるよう、毎年度定める行政経営方針において柔軟に対応を検討します。

また、基本計画の下に位置づけられる実施計画は、計画期間を4年間とし、毎年度検討を加えて修正し、策定するものとします。

なお、第3次基本計画は第5期基本構想の下で策定することから、令和9(2027)年度以降においても、第3次基本計画期間内は第5期基本構想の考え方を引き継ぐものです。

図表1 計画期間



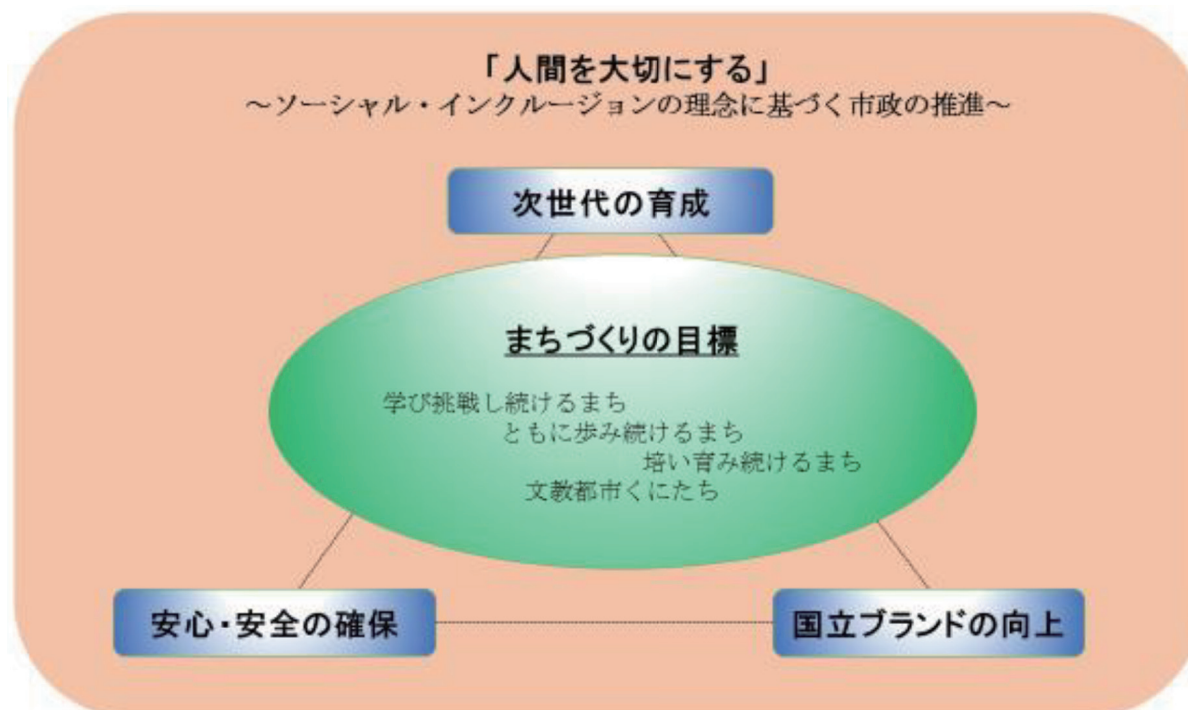
Ⅱ 計画の前提となる考え方

1 第5期基本構想

第5期基本構想では、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げています。この基本理念は第一期基本構想から一貫して引き継がれてきたもので、第3次基本計画においても、まちづくりの根幹と位置付けます。

また、基本構想では、(1)次代を担う子どもたちを支え、まちに活気をもたらす「次世代の育成」、(2)市民の心豊かで安らかな日常と新しい挑戦の土台となる「安心・安全の確保」、(3)市民のまちに対する誇りや愛着の形成を促し、都市としての相対的な価値や魅力を高める「国立ブランドの向上」の3つを、政策の視点として定めています。本計画の目標の実現に向けては、これらの政策の視点を意識しながら各基本施策を推進します。

図表2 計画の前提となる考え方



2 人権・平和のまちづくり

平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が施行され、市は、同条例に規定する「人権・平和のまちづくり¹⁾」を推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進することとされています。同条例は、基本構想に掲げる「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を人権と平和の視点から捉えなおし、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的としています。第3次基本計画においても、本計画の目標実現に向けて施策を推進するに当たり、ソーシャル・インクルージョン²⁾の理念の下、本計画に定める各基本施策を展開していきます。

1 国・市・町・人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例の前文において、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現することを「人権・平和のまちづくり」と定めている。

2 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という社会的包摂の概念。

Ⅲ 計画の目標

1 第5期基本構想の目標

基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間中に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げています。

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち ^{つちか} 培い育み続けるまち

文教都市くになち

第3次基本計画においても、第2次基本計画に引き続き、その実現に向けて各施策を推進していきます。

2 第3次基本計画で実現すべき目標

第3次基本計画の計画期間である今後4年間で市内のまちづくりの視点から見てみると、国立駅周辺地域は、南口駅前広場の整備が今後本格化し仕上げの時期に入っています。また、JR南武線連続立体交差事業とこれに伴う周辺地域の整備、市制施行の礎となった国立富士見台団地を含む富士見台地域のまちづくりなど、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期に当たります。これらを踏まえ、この計画期間において、

「ともに支え合い、活力とチャンス・魅力にあふれる、

持続可能なまちへ リニューアル」

を目標とし、「市民との対話を重視した市政運営」と「健幸まちづくり」の2点を、市政運営で重視すべき視点として設定します。

【市民との対話を重視した市政運営】

価値観が多様化している現代において、市民一人ひとりの生活背景やニーズは異なることから、行政が一方的に方針を決定するのではなく、市民との対話を通じて多様な意見を聞き取り、より公平で柔軟な市政運営に取り組む必要があります。

また、上記のとおり、将来の国立市のまちづくりの基礎を作る重要な時期において、市民との対話はこれまで以上に重要な要素となります。

このことから、市が実施する様々な取組において、公聴会、意見交換会、ワークショップ形式などの対話の場を用意し、市民が参加しやすい環境を整備するとともに、大人の意見のみでなく、子どもの意見を聴取し、市政に反映させることで、魅力的かつ持続可能な市政運営を行います。

【健幸まちづくり】

国立市では令和6(2024)年3月に「健康まちづくりプラン」を策定しました。その中では、一人ひとりを取り巻く心身の状況や社会的な背景は異なるという前提に立ちながら、肉体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据えることとしています。

市民一人ひとりが幸せを実感し、豊かな生活を送ることができる環境を作るため、健康まちづくりプランでは、目指すべき3つの方向性として「Ⅰ. つながり、集えるまち」「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を志向するまち」を掲げています。

こうした取組による外出機会の増加や生きがいのある生活は健康寿命の延伸につながり、長期的には医療費や介護費の適正化の効果も期待できます。

既に行われている取組及び新たに行う取組について「健幸まちづくり」の視点で検討し、取組にその考え方を反映させていくことによって、目指すまちの姿(市民一人ひとりが可能性を高めきらりと輝けるまち)を実現します。

また、この「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせるまちを目指します。

3 総合指標

各基本施策の展開方向においても進捗状況を測定するための指標を掲載していますが、これらの指標はあくまでも一側面であり、定性的な評価も必要となります。各基本施策を推進し、それぞれの施策の効果が折り重なることで生活の満足度や幸福度が向上し、国立市への定住意向も向上していくものと考えられます。こうしたことから、第3次基本計画で実現すべき目標の達成度を測る指標として、以下の総合指標を設定します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標 (令和11年度)
国立市に住みたいと思う人の割合	%	国立市市民意識調査	88.5 (2024年度)	向上
地域における暮らしの満足度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10点を満点とした平均値	7.0 (2024年度)	向上
本人の幸福度	点	国立市健康まちづくりに関する意識調査 10点を満点とした平均値	7.3 (2024年度)	向上

Ⅳ 国立市地方創生総合戦略

1 国立市地方創生総合戦略について

国では、令和7(2025)年12月に「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を決定しました。国の総合戦略では、「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」という目標を設定した上で、それを実現するための施策の具体化等を行っています。

地方版総合戦略は、国及び都の総合戦略を勘案しつつ、各地域の社会・経済状況等を考慮して策定するものです。このことについて、市の総合的な計画である基本計画の取組が、地方版総合戦略において求められている取組と一致することから、第2次基本計画に引き続き、地方創生にかかわる取組(国立市地方創生総合戦略)を第3次基本計画に包含することとします。また、各基本施策で定めている「展開方向の進捗状況を測定するための指標」は重要業績評価指標(KPI)を兼ねるものとします。

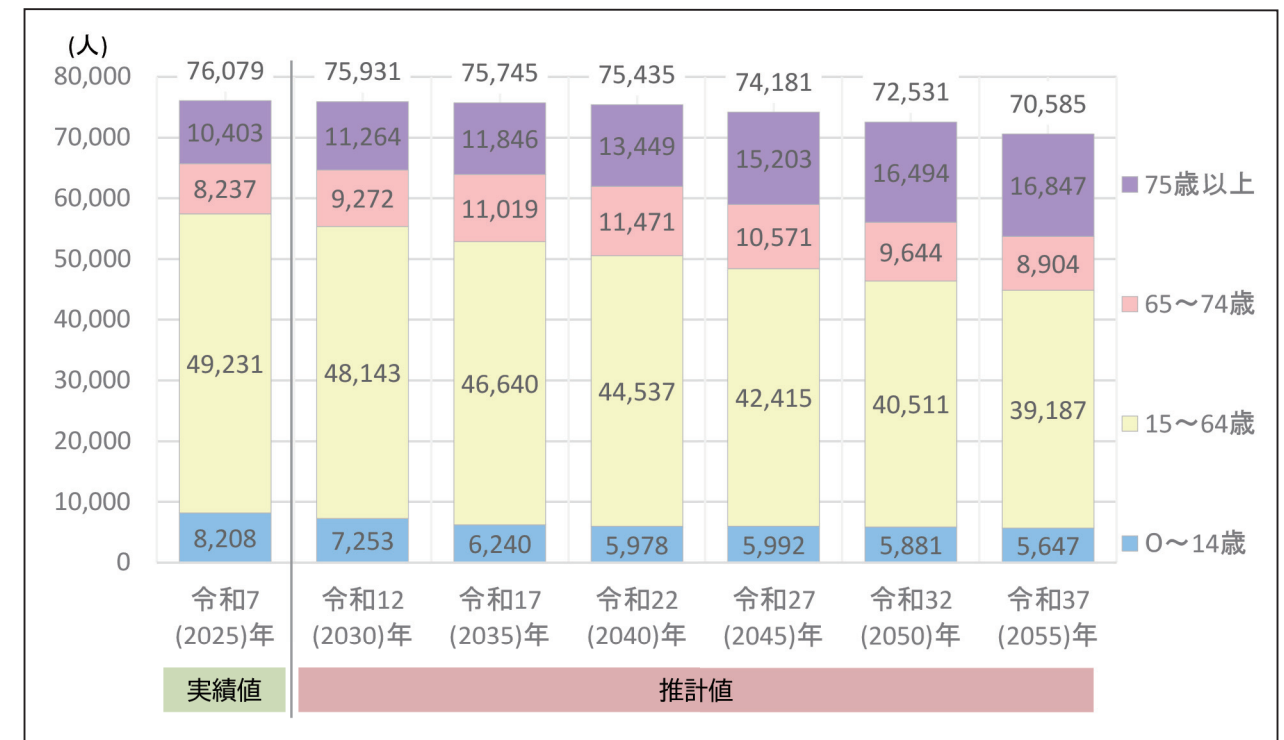
2 人口の将来推計

(1)人口の将来推計(住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1))

今後の人口動向予測は、これからのまちづくりの方向性を見極める上で、最も基礎的な指標です。全国的に人口減少・超少子高齢社会の到来とそれによる影響が問題視されている状況を踏まえれば、人口動向予測の重要性は以前にも増して高まっています。

住民基本台帳人口に基づいた人口推計の結果、このままの状況で推移した場合、今後、国立市の人口は令和9(2027)年以降減少に転じ、令和37(2055)年には約70,500人ほどになると予測されます。その内訳をみると、地域の経済社会を支える中心的な世代ともいえる生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向で推移するのに対し、老年人口(65歳以上)が一貫して増え続け、令和37(2055)年には高齢化率が36.5%まで上昇します。

図表3 将来人口の推計
パターン1：住民基本台帳人口に基づく市の独自推計



(2)人口の将来推計(市内の開発を加味した人口推計(パターン2))

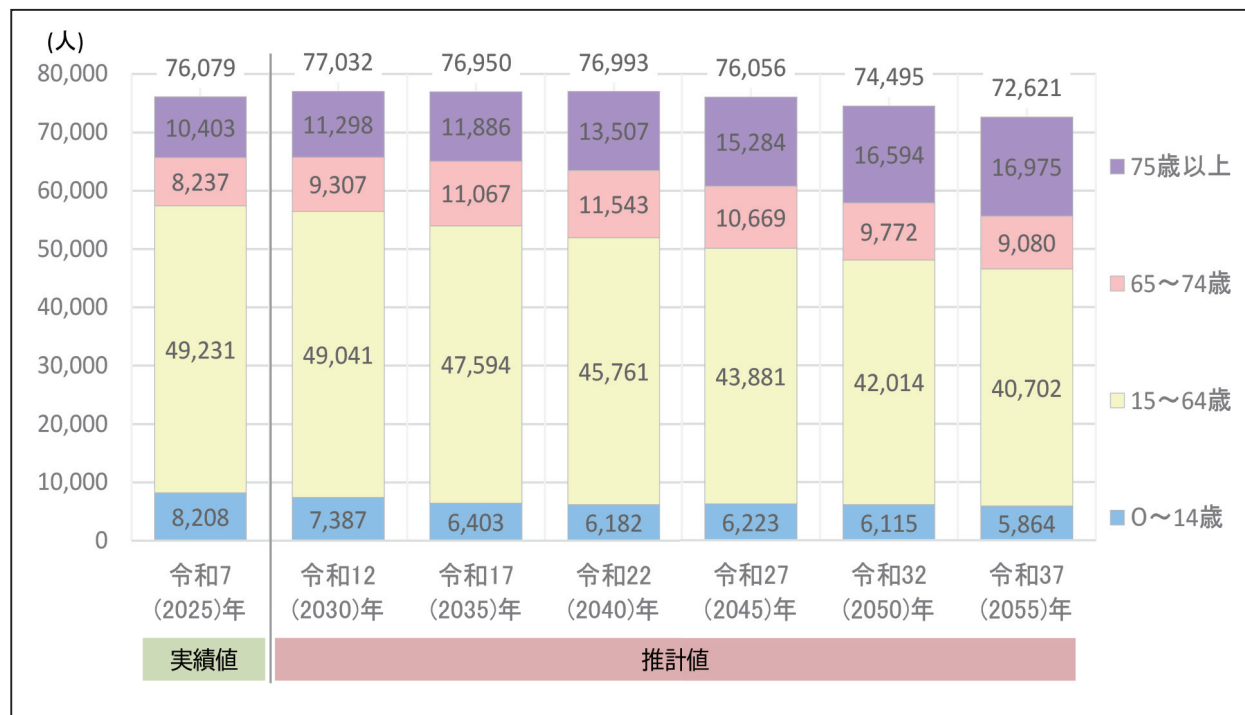
住民基本台帳人口に基づく人口推計(パターン1)では、現在進められている分譲の富士見台団地や都営住宅の建て替え、UR国立富士見台団地が仮に建て替えられた場合など、市内の開発による要素が織り込まれていません。

これらの開発による人口増加の要素を加味した場合においても、国立市の人口は令和10(2028)年の77,118人をピークに減少傾向に転じ、令和37(2055)年には73,000人を下回ると予測されます。

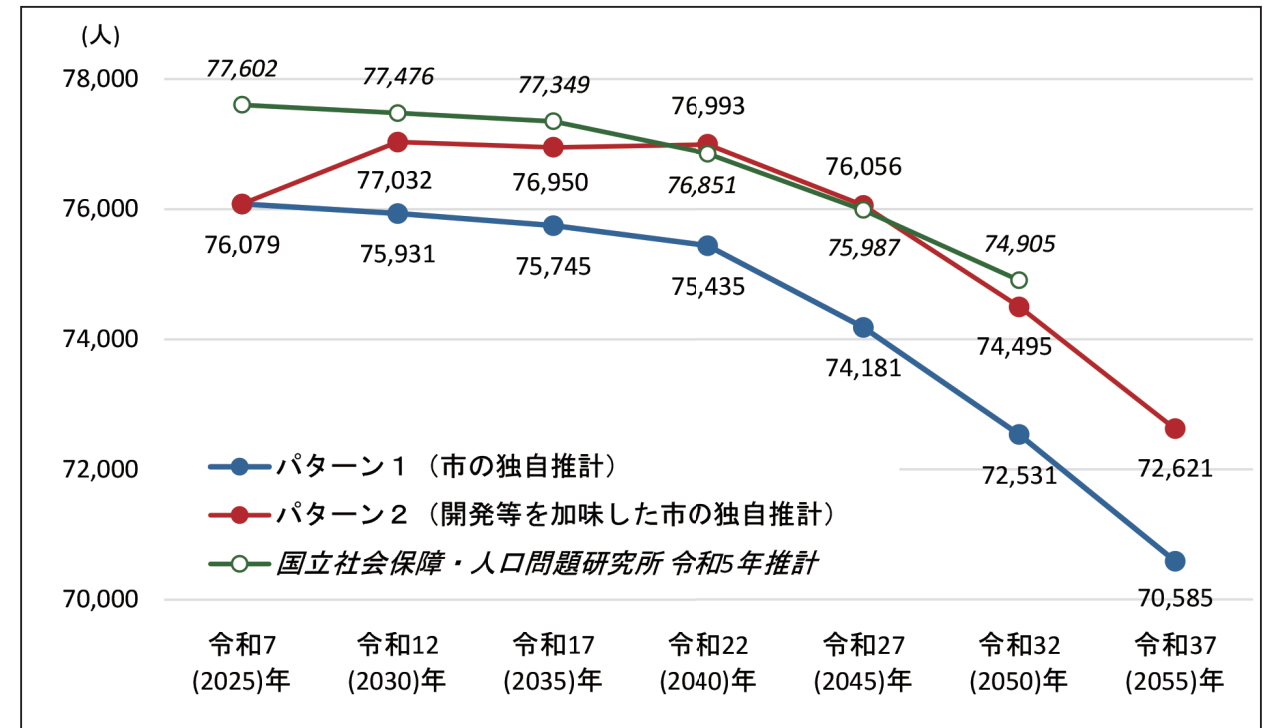
その内訳をみると、生産年齢人口(15～64歳)は減少、老年人口(65歳以上)は一貫して増え続け、令和37(2055)年には高齢化率が35.9%まで上昇します。

図表4 将来人口の推計

パターン2:住民基本台帳人口に今後の開発を加味した市の独自推計



図表5 将来人口の比較



図表6 推計方法の概要

(出典:国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5年推計))

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン1:住民基本台帳人口に基づく市の独自推計		
○令和 7(2025)年 1 月 1 日を基準日とし、コーホート要因法により将来の人口を推計。 <出生に関する仮定> ・子ども女性比及び出生性比は、パターン3における令和7(2025)年～令和 32(2050)年の 5 年ごとの国立市のデータを元に、令和 35(2055)年の数値をトレンド推計により算出。各年の数値は5年間の変化率から算出。 ・子ども女性比については、令和6(2024)年の市の出生数の実績値と、推計した子ども女性比に基づいて算出した出生数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 <死亡に関する仮定> ・2015～2024 年の「簡易生命表」及び「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」の将来生命表から各年の男女別年齢各歳別生残率を算出し、令和 2(2020)年～令和6(2024)年の国立市の実際の死亡者数と、算出した生残率に基づいて算出した死亡者数の推計値との乖離率を算出し、それにより全体を補正。 <移動率に関する仮定> ・コロナ禍に伴う影響のない平成 28(2015)年～平成 32(2020)年の純移動率の実績値を基準とし、パターン 3 における令和7(2025)年～令和 32(2050)年の 5 年ごとの国立市の純移動率の変化率から 1 年間の変化率を算出して適用。	令和 7(2025)年 1 月 1 日	令和 8(2026)年～令和 37(2055)年の各年

推計パターン	基準年月日	推計年
パターン2:住民基本台帳人口に今後の開発等を加味した市の独自推計		
○パターン 1 を基準とし、今後の集合住宅等の開発を考慮して将来の人口を推計。 ○＜出生に関する仮定＞＜死亡に関する仮定＞＜移動率に関する仮定＞はすべてパターン 1 と同じ。 ＜開発等による転入者に関する仮定＞ ・開発により供給される住戸はすべて入居されると仮定。また、1戸当たりの平均世帯人数は、令和 7(2025)年 1 月 1 日の 1.91 人を採用。なお、単身用・ファミリー用で住戸が分かれているものについての世帯人員は、単身用は 1 人、ファミリー用は令和 2 年国勢調査における単身世帯の比率から、令和 7(2025)年 1 月 1 日時点での単身世帯以外の世帯人員を推計することで、2.71 人と設定。 ・入居世帯の市外からの転入率は、令和 2 年国勢調査の市外からの転入者比率から 72.3%と設定。なお、都営住宅の建替えは、市外からの戻り入居を前提として全戸を市外からの転入と想定。 ・転入者の性別・年齢の属性は、令和 2(2020)年～令和 6(2024)年の転入者の性・年齢構成を適用。	令和 7(2025)年 1 月 1 日	令和 8(2026)年～ 令和 37(2055)年の各年
パターン3:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」		
＜出生に関する仮定＞ ・平成 17(2005)年、平成 22(2010)年、平成 27(2015)年、令和 2(2020)年の 4 時点における市区町村別の子ども女性比の全国に対する比を算出し、原則として平成 17(2005)～令和 2(2020)年の比の趨勢が令和 7(2025)年まで続くと仮定し、市区町村別の仮定値を設定。その後令和 7(2025)～32(2050)年までは一定と仮定。 ＜死亡に関する仮定＞ ・55-59 歳⇒60-64 歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し全市町村に一律に適用。 ・60～64 歳⇒65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成 12(2000)年⇒令和 2(2020)年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。 ＜移動率に関する仮定＞ ・原則として、平成 17(2005)～22(2010)年、平成 22(2010)～27(2015)年、平成 27(2015)～令和 2(2020)年の 3 期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和 27(2045)～32(2050)年まで継続すると仮定し、転出数と転入数に分けて推計。	令和 2(2020)年 10 月 1 日	令和 7(2025)年 12(2030)年 17(2035)年 22(2040)年 27(2045)年 32(2050)年

3 目指すべき方向性

住民基本台帳人口に基づく人口推計だけでなく、市内の開発の動向を加味した人口推計においても、中長期的に見ると、生産年齢人口をはじめとする人口の減少と高齢化率の上昇がトレンドとなっています。このような人口構造の変化は、財政の根幹をなす市税の減収を招く一方、扶助費の増加により、財政構造の硬直化に拍車を掛けることが大いに懸念されます。また、超少子高齢社会においては、地域経済規模の縮小や高齢者をはじめとする支援が必要な方を支える担い手の不足も大きな課題となります。

令和 6(2024)年中の東京都における人口動態では、以前として人口が増加しているものの、その大半は区部に集中しており、多摩地域では人口の増加している自治体と減少している自治体が入り混じっており、多摩地域全体としては横ばいとなっています。一方、区部では住宅価格が高騰を続けている状況です。

こうした状況を踏まえ、将来の本格的な人口減少・少子高齢社会を前提としつつも、短期的には、これまでに引き続き、超高齢社会を支える体制の構築と、子育て世代への支援を通じ、人口減少・人口構造の変化を食い止めることに注力します。人口減少・人口構造の変化を食い止めるためには、国立市へ「住みたい・住み続けたい」と思われるような安心・安全で魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域経済の活性化を促し、国立市の魅力を市外に向けて発信し、選ばれるまちとなる必要があります。

国立市の将来人口における目指すべき方向性を実現していくため、後述の「重点項目」に定める「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」「健幸・つながりのまちづくり」の 3 つの項目を重点的に推進していきます。

V 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

(1)第3次基本計画とSDGs との関係

平成27(2015)年9月に持続可能な開発目標(SDGs)が国連持続可能な開発サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標とこれに連なる169のターゲットが定められました。

17の目標には国レベルで取り組むものや地域を特定して取り組まれるものが含まれていますが、「貧困」「保健」「教育」「ジェンダー」「水・衛生」「成長・雇用」「都市」「気候変動」「平和」など地方自治体が従来から取り組んでいる分野も数多く並んでいます。国立市においても、その行政運営がSDGsの目標達成に貢献していることを意識しつつ、引き続き「まちづくりの目標」の実現に向けた取組を進める必要があります。

図表7 持続可能な開発目標(SDGs)

出典:国際連合広報センターホームページ



(2)SDGs に掲げられている17 のゴール

SDGs17 のゴール	
	1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 持続可能な生産消費形態を確保する
	13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

VI 重点項目

1 重点項目の位置づけ

重点項目とは、国立市が基本構想に掲げた目標である「学び挑戦し続けるまち」とともに歩み続けるまち「**培い育み続けるまち** 文教都市くにたち」の実現に向けて、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源を最適に活用しながら、重点的・優先的に推し進めていく事業群を表すものです。

基本構想に定める「政策の視点」を前提としながらも、この間の社会情勢など様々な状況変化を踏まえ、第3次基本計画の期間内における重点項目については、「子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化」、「安心・安全に暮らすことのできる環境づくり」、「健幸・つながりのまちづくり」の3項目を設定します。なお、具体的な事業は実施計画において示しますが、これらを有機的に組み合わせ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを展開していきます。

2 重点項目の内容

【重点項目1】子育て世代・現役世代の増加と地域の魅力発信、地域経済の活性化

- 少子高齢社会におけるまちづくりの担い手の確保、安定した財政運営の基盤づくりという視点から、現役世代の人口減少をできるだけ食い止めることが重要です。
- 子どもを産み育てようとする段階から、子育て期の世帯を対象とする支援をより充実させ、教育水準の向上や教育環境の充実を図っていくことで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える都市に向けたまちづくりを推進していきます。加えて、近年、市内においても婚姻率の低下や子どもなし世帯の割合も増加がみられることから、子育て世帯だけでなく、子どもを持たない若者が国立市に「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境づくりも重要な視点です。
- 国立市が活力あるまちとして持続的に発展していくためには、地域経済の活性化が大きな要素となります。既存事業者に対する経営支援や起業促進、企業誘致などの取組により、個店など「小さな大好き」にあふれるくにたちの魅力をさらに伸ばしていくことが必要です。また、市域が狭い国立市内で賑わいを充実するために、道路や駅前広場など公共空間を活用したイベントや歩行者天国などの更なる充実も重要な視点です。
- 国立市に住みたい人を増やしていくためには、まずは国立市を訪れてもらい、国立市への関わりを深め、居住してもらうといった段階的な取組も求められます。また、起業や出店を促進するために事業環境としての魅力をPRすることも重要です。
- 来街者を増やすための観光施策や、来街者・移住者・起業者・出店者を増やすために国立市のまちの魅力を対外的に発信していく、シティプロモーションを推進することも重要となります。
- また、これまでも向上に取り組んできた「国立ブランド」は、さらに活力あふれる市とするため、引き続き守り育てていくとともに、効果的に市内外へ発信していく必要があります。
- こうした総合的な取組によって、居住者や来街者の増加を目指します。

【重点項目2】安心・安全に暮らすことのできる環境づくり

- 安心・安全は、市民生活の土台となるものとして、最も重要な施策の一つと位置付け、現在及び将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現するために、次の5つの状態を目標として設定し、施策を推進してきました。
 - (1)安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが健全に成長し、自ら生きていく力をつけていくための環境が整っている。
 - (2)市民が、健やかに、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができる。
 - (3)市民が互いに支え合うとともに、困りごとに対して行政を含めた相談先が確保され、

安心して生活できる。

(4)市民の生命及び財産の保護を最優先として、災害、犯罪、事故、健康危機等を未然に防ぐとともに、市が保有する情報の保護に努め、被害が発生した場合においても最小となるための取組がなされている。

(5)すべての人が安心して移動できる交通環境が確保されているほか、安全で快適な生活環境が整っている。

- 近年では、気候変動の影響により激甚化する風水害や暑熱、首都直下地震等の大規模災害といった自然災害への備えはもとより、特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)などの犯罪への対策、進展する高齢社会においても安心して地域で暮らすことのできる環境づくりなど、安心・安全の重要性はますます高まっています。
- これまで取り組んできた安心・安全を高める施策は引き続き重点的に推進していくことに加え、緑や水環境などの生活に身近な自然環境や、農のある風景の保全など、安心・安全に暮らすことができるための取り組みを進めて行く必要があります。
- 狭あい道路の拡幅、鉄道と道路との立体交差化による踏切解消などにより、安全な歩行・交通環境の整備や防災機能の向上等を図り、安全で快適なまちづくり、都市基盤の整った生活利便性の高いまちづくりを推進します。

【重点項目3】健幸・つながりのまちづくり

- 2040年を見据え取り組んできたハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」をさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態(ウェルビーイング)を「健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせる「健幸・つながりのまちづくり」を目指します。このことについては、健康まちづくりプランで示した、「Ⅰ. つながり、集えるまち」「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を指向するまち」の3つの方向性に沿って取組を進めます。
- 「Ⅰ. つながり、集えるまち」では、「つながり」を人が生活していく上で欠かせないものとし、市の役割は、市民や団体、事業者などが相互につながり、活動できる環境を整えることが重要となります。また、市に求められているつながりとして、多様な相談に応じる窓口があげられます。
- 高齢者をはじめ、様々な世代における生活上の課題に対する支援を行うための社会的な資源は、少子高齢化が進んでいく状況において、人口減少もあいまって徐々に縮小していくことが想定されます。
- こうした状況に対して、公的な支援を確保していくことに加え、居場所などにおける地域住民の主体的な活動の充実を図り、そこにつながる環境を整備することが重要です。
- 「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」では、外出すること、歩くことにより、特に自覚しなくても健康的な生活に誘導され、ウェルビーイングを感じる環境づくりに取り

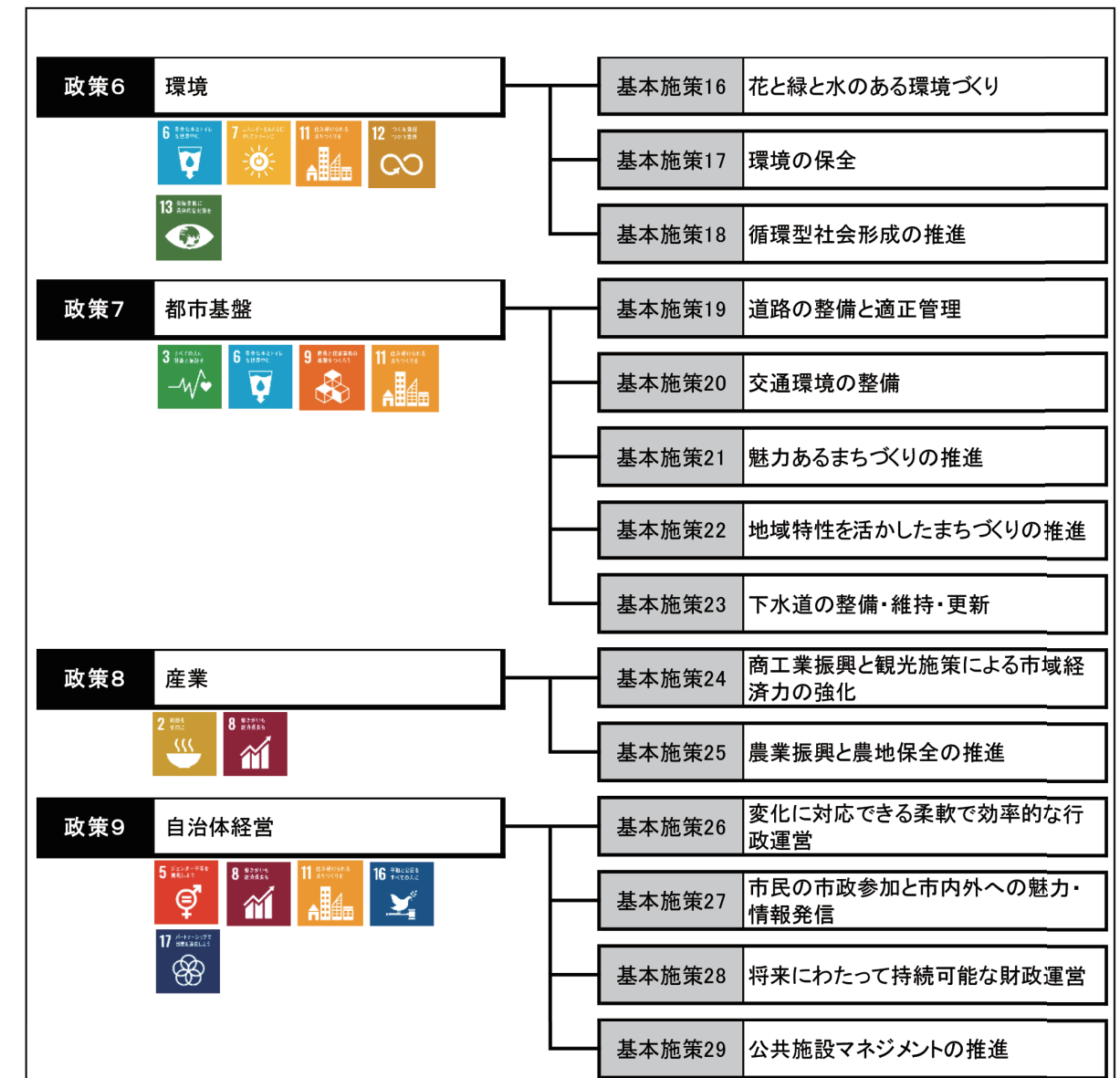
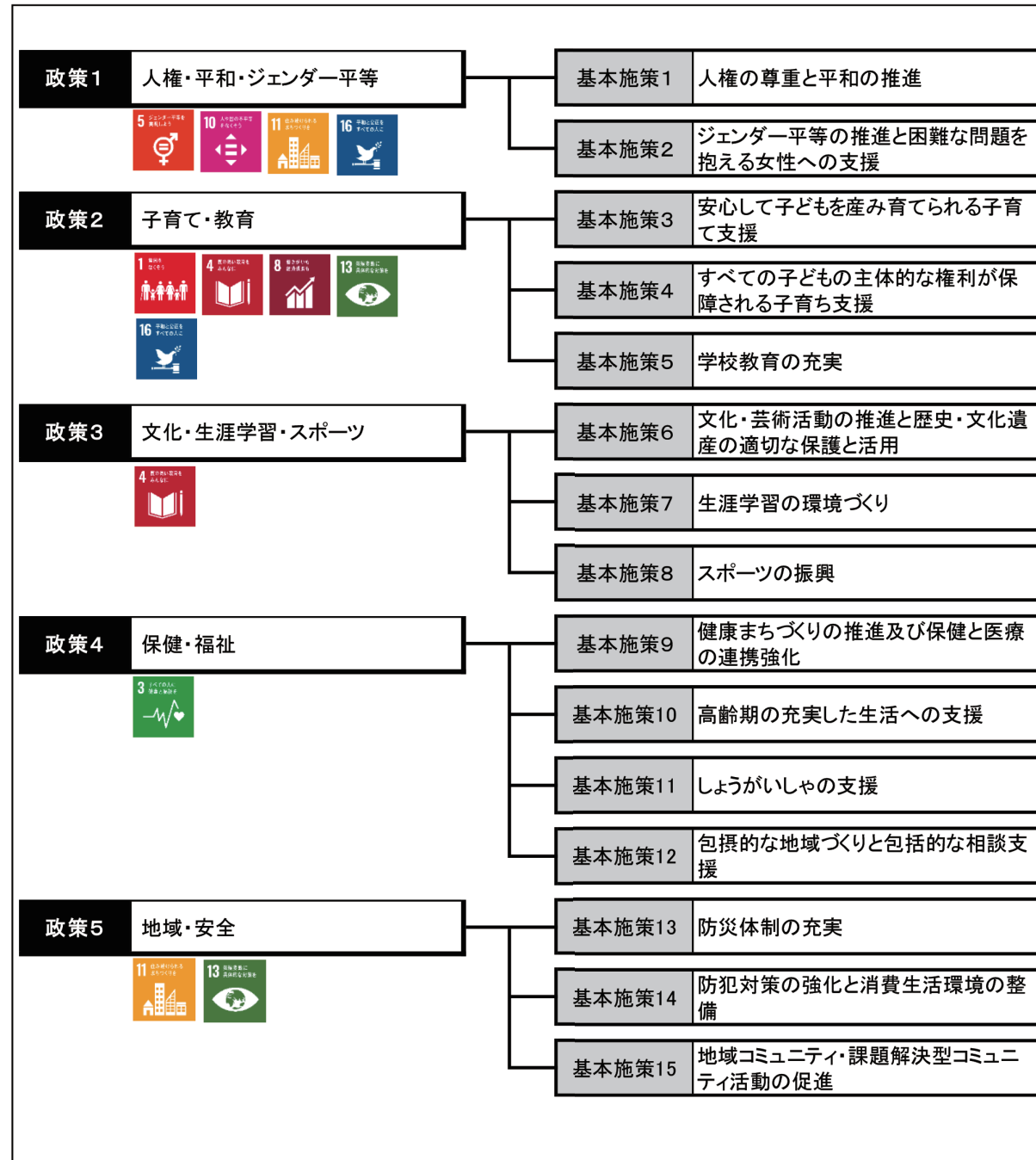
組むこととしています。

- 安心して移動できる環境を確保するとともに、歩きたくなる美しい日常空間を創るため、道路空間整備や交通環境整備をはじめとする都市づくりについて、移動の支援を併せて推進します。こうした「線」の整備に加えて、市民が外出したいと思える、魅力ある場所やイベント・事業など「点」を線とつなげていくことも必要です。
- 「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を指向するまち」において、食は、身体を作る栄養の面だけでなく、食文化や自然環境、食を通じた人とのつながりなど、健康における様々な分野と密接に関わっています。
- Ⅰ～Ⅲに共通して重要なこととして、身近な地域に、生涯学習や趣味活動、健康づくり、食事などを気軽に参加できる「集まりの場」(団体)が多く存在すること、また、「集まりの場」として利用可能な施設・空間等が充実していることがあげられます。
- また、文教都市であり、歴史的文化遺産が点在する国立市には文化や芸術に触れる機会が多くあります。生活の中で文化や芸術を楽しむこと、自ら活動に参加する機会を増やすことで精神的、社会的なウェルビーイングを目指します。

VII 基本施策の体系

基本構想に掲げた9つの政策の柱の下に位置づけられる基本施策の体系は、次図に示すとおりです。

図表8 基本施策の体系



VIII 基本施策

< 施策別計画の見方 >

施策に関わる近年の社会経済情勢や国・東京都の政策動向、国立市の現状等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

施策の統括課と、主な関係課を示しています。非常に多くの部署に関連する施策や、全ての部署で意識すべき施策などにおいては、総合的なとりまとめを行う部署のみ記載しています。

【政策】 人権・平和・ジェンダー平等

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

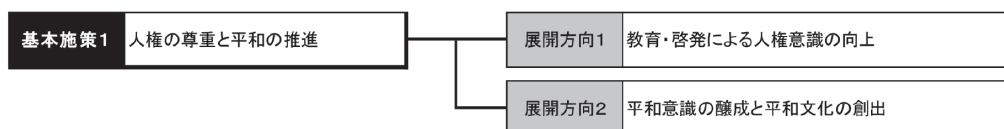
< 現状と課題 >

- 昭和23（1948）年の世界人権宣言から77年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反DEI（「Diversity（多様性）」、「Equity（公平性）」、「Inclusion（包括性）」）の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成28(2016)年に差別解消三法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法)の施行以降、令和元(2019)年にアイヌ施策推進法(略称)、令和5(2023)年にLGBT理解増進法(略称)、令和6(2024)年に困難女性支援法(略称)が施行され、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成29(2017)年4月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。加えて本条例に基づき、令和6(2024)年4月に基本方針、令和8(2026)年4月に推進計画に基づく取組をスタートさせ、人権・平和のまちづくりを一層推進していくこととしています。

施策の推進によって目指すべきまちの姿と、施策を構成する展開方向（基本的取組）の体系を示しています。

< 施策の目的及び体系 >

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。



施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、取組の目的を示しています。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、目的の実現に向けた具体的な手段を示しています。

< 展開方向1：教育・啓発による人権意識の向上 >

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取組を行い、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆様々な当事者の体験を聞く機会や場をつくるとともに、当事者の意見を踏まえた啓発事業に取り組めます。
- ◆市民を対象とした啓発活動について、特に子どもたちへの人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組みます。
- ◆市内事業者や関係機関・団体の人権意識の向上のため、連携した啓発事業や研修等を実施します。
- ◆インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題について、市民から相談があった際は、各種相談・通報窓口を紹介する等、必要な支援を行います。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。
- ◆公民館において、人権課題や平和に関する講座などを実施します。

施策を構成する展開方向（基本的取組）ごとに、事業の実施による成果を把握するための指標とその現状値・目標値を示しています。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI ⁴)	
				2027 年度	2029 年度
国立市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.1 (2024 年度)	37.0	39.0
様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合	%	職員アンケート	77.4 (2024 年度)	80.0	82.0

指標値の設定について

指標値は、事業実施の成果を把握することを目的に設定しています。各施策の効果や目的の達成度は、数値では捉えられない面もありますが、できるだけ各施策の一側面を測定できる指標を選択しています。

【政策1】 人権・平和・ジェンダー平等

基本施策1 人権の尊重と平和の推進

【施策統括課：市長室 主な関係課：オンブズマン事務局、公民館】

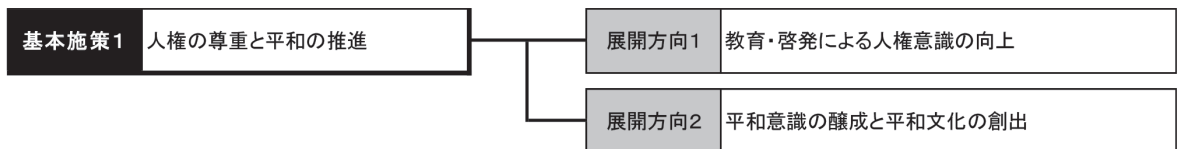
<現状と課題>

- 昭和23(1948)年の世界人権宣言から77年経過した現在でも、世界各地で戦争・紛争が絶えず、また、反DEI（「Diversity（多様性）」、「Equity（公平性）」、「Inclusion（包括性）」）の動きが近年高まるなど、「人権の世紀」と呼ばれる21世紀においてもなお、人権が尊重され平和な社会となっているとは言い難い状況があります。
- 国内では、平成28(2016)年に差別解消三法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法)の施行以降、令和元(2019)年にアイヌ施策推進法(略称)、令和5(2023)年にLGBT理解増進法(略称)、令和6(2024)年に困難女性支援法(略称)が施行され、個別の人権分野について法整備が進められてきました。
- 国立市では、平成29(2017)年4月に総合オンブズマン制度を発足し、市行政に対する苦情に対応して簡易迅速な問題の解決に取り組んでいます。また、子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を受けるとともに、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動を行っています。
- さらに、平成31(2019)年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行し、ソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進し、平和なまちづくりを目指すものとしています。加えて本条例に基づき、令和6(2024)年4月に基本方針、令和8(2026)年4月に推進計画に基づく取組をスタートさせ、人権・平和のまちづくりを一層推進していくこととしています。
- 社会においては、今なお様々な人権侵害や差別が起きており、近年はインターネットにおける誹謗・中傷の問題や感染症拡大の際の感染者や医療従事者等への差別の問題、震災などの災害時における人権の問題について対応が求められています。
- 令和6(2024)年度に国立市が実施した人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査(対象:18歳以上の市民3,000人)では、国立市民の人権意識は他自治体に比べて比較的に高い状況にあることが判明していますが、様々な人権課題について「知らない」と回答する割合が少なくない状況が明らかとなりました。また、国立市が行う人権や平和に関する取組の認知度がまだまだ低い状況にあること、啓発イベント等に参加した経験がある市民が少ないことが明らかとなっています。
- 平成12(2000)年6月に「国立市平和都市宣言」を制定し、平成22(2010)年には、「平和首長会議³」に加盟しています。令和5(2023)年度には、多摩地域26市が加盟する「平和首長会議 東京都多摩地域平和ネットワーク」の発足において中心的な役割を果たし、多摩地域の自治体間ネットワークによる、平和文化の振興に向けた取組を進めています。

- 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、6月21日を「くにたち平和の日」として制定しています。戦後80年が経過し、戦争体験者が減少する戦争体験者の平和への想いや戦争の悲惨さを次世代に伝え繋いでいく必要があります。国立市の特徴的な取組である「くにたち原爆・東京大空襲体験伝承事業」などの平和事業を通じて、子どもたちを含め市民が日常の中で平和を感じる機会を作っていくことが重要です。

<施策の目的及び体系>

一人ひとりの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することにより、不当な差別や暴力のない地域社会を築くとともに、平和について日常の中で考え行動する平和文化を根付かせていきます。



<展開方向1:教育・啓発による人権意識の向上>

【目的】

ソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、人権や多様性について一人ひとりが主体的に学び、考え、行動することができる地域作りを目指します。

【手段】

- ◆基本方針、推進計画に基づく取組を行い、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。
- ◆様々な当事者の体験を聞く機会や場をつくるとともに、当事者の意見を踏まえた啓発事業に取り組めます。
- ◆市民を対象とした啓発活動について、特に子どもたちへの人権教育を学校、関係機関等と連携して取り組めます。
- ◆市内事業者や関係機関・団体の人権意識の向上のため、連携した啓発事業や研修等を実施します。
- ◆インターネットを含めた様々な情報媒体における人権問題について、市民から相談があった際には、各種相談・通報窓口を紹介する等、必要な支援を行います。
- ◆オンブズマン制度を活用し、市行政等の苦情及び子どもに対する人権侵害の救済を図ります。
- ◆市職員への人権研修を通じて、職員の人権意識の向上を図ります。
- ◆公民館において、人権課題や平和に関する講座などを実施します。

3 昭和57(1982)年に広島市長により、世界の都市が国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと提唱され、この趣旨に賛同する世界各国の7,700を超える都市で構成された団体。2013年8月6日、平和市長会議から「平和首長会議」に名称変更。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI ⁴)	
				2027 年度	2029 年度
国立市が人権を尊重したまちづくりを行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	34.1 (2024 年度)	37.0	39.0
様々な人権課題について「知っている」と回答した市職員の割合	%	職員アンケート	77.4 (2024 年度)	80.0	82.0

＜展開方向2：平和意識の醸成と平和文化の創出＞

【目的】

市民一人ひとりが日常の中で平和について考え、行動することができるための機会を創出し、平和な社会を希求する機運を市民レベルで高めます。また、自治体同士のネットワークを形成し、広域的な取組を推進します。

【手段】

- ◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」など様々な機会を捉えた啓発事業を実施し、様々な観点やテーマから平和について考える場を作り、特に若年世代に向けた学ぶ機会を創出します。
- ◆戦争体験者やくにたち原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、戦争体験者の体験と平和への想いを次世代に伝えていく取組を推進します。
- ◆平和首長会議や多摩地域平和ネットワークなどを通じ、国内外や多摩地域の状況、情勢を踏まえた平和文化の振興を図るため、自治体や関係機関との情報や課題の共有・協働により、広域的な平和活動の推進を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市が平和を大切にしているまちだと思ふ市民の割合	%	国立市市民意識調査	50.5 (2024 年度)	53.0	55.0
市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和を考える機会となった」と回答した割合	%	事業アンケート	93.5 (2024 年度)	95.0	95.0



平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワークによる戦後80年平和サミット

4 重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略称。

基本施策2 ジェンダー平等の推進と困難な問題を抱える女性への支援

【施策統括課：市長室】

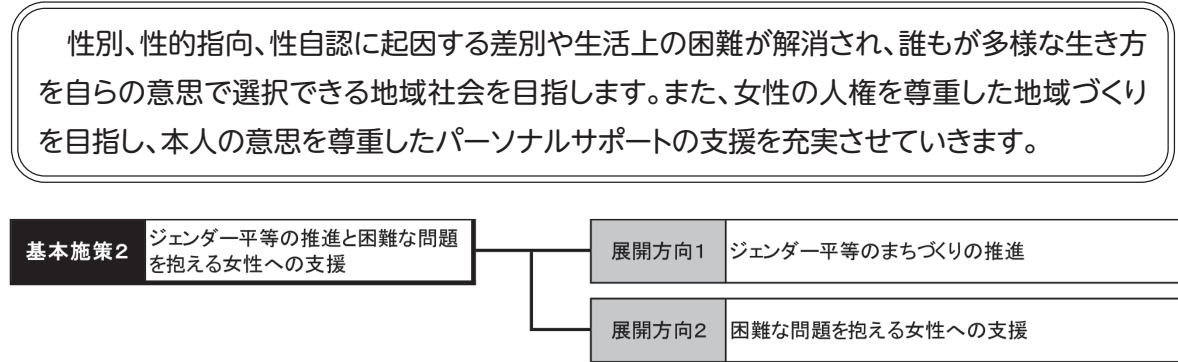
＜現状と課題＞

- 世界経済フォーラムが毎年発表する「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は「教育」と「健康」の分野では高いスコアを出していますが、「政治」と「経済」分野では低迷し、総合的に低い水準の状況が依然として続いています。
- 国では、令和5(2023)年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和6(2024)年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性的マイノリティや女性の人権の尊重、ジェンダー平等に向けた施策が推進されています。
- 東京都では、令和4(2022)年度に「東京都男女平等参画推進総合計画」、令和5(2023)年度に「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」、令和6(2024)年度に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が開始され、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、人権の尊重、男女平等の実現を目的に、困難な問題を解消するための様々な施策を通じて、男女平等参画社会の形成を目指しています。
- 国立市では、平成30(2018)年4月に、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行し、令和6(2024)年4月に「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」を開始しました。性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難が解消され、誰もが安心して暮らせる地域を築くため、包括的性教育⁵やSRHR(性と生殖の健康と権利)⁶などの取組の推進や、市のあらゆる施策にジェンダー平等の観点を持って取り組むこととしています。
- くにたち男女平等参画ステーション(通称:パラソル)では、市民や学校、事業者等に向けたジェンダー平等推進の取組を行っており、座談会などの啓発事業やパネル展示、動画配信などの情報発信を行っています。また、性別に関する様々な悩み事の相談事業では、年々相談件数が増加しており相談ニーズの高さが伺えます。一方で、パラソル自体の認知度の向上が課題の1つとなっています。
- 令和3(2021)年度から開始したパートナーシップ制度では、制度開始以降、届出が続いており、引き続き、関係機関との連携を強化するなど制度の実効性を高める必要があります。
- 令和7(2025)年4月に「困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を開始し、女性の人権の尊重を重視した官民協働事業である女性パーソナルサポート事業を基軸に、関係機関や民間支援団体と連携した本人中心の支援の充実が求められます。
- DV被害者支援については、「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」内に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」を盛り込み、早期発見できる体制を構築するなどDV被害者支援に関する施策を進めています。
- 生きづらさを抱えた男性への支援体制は十分とは言えず、令和6(2024)年度のパラソルの「生き方相談」では、相談件数の約半数が男性からの相談であり、仕事や家庭等における男性が抱える様々な悩みへの相談支援対応が求められます。

5 身体や生殖器官のしくみだけでなく、人権やジェンダー、性の多様性、人間関係、ウェルビーイングなど、幅広いテーマを含む教育。参考：国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」

6 自分の身体、性や生殖について、十分な情報を得られ、心身ともに健康な状態を保ち、自ら選んで決められること。

＜施策の目的及び体系＞



＜展開方向1：ジェンダー平等のまちづくりの推進＞

【目的】

性別、性的指向、性自認に起因する差別や困難性が解消され、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択できるジェンダー平等の地域社会を目指します。

【手段】

- ◆第6次ジェンダー平等推進計画に基づく取組を行います。
- ◆市民等へのジェンダー平等の意識づくりを推進するとともに、SRHRや包括的性教育などについて、市民や学校、事業者等に対し情報提供や研修及び啓発を行います。
- ◆仕事や家庭、防災や健康など様々な分野における、啓発や情報発信の充実に取り組みます。
- ◆性的マイノリティへの支援に関して、相談支援や啓発事業を拡充するとともに、通院や就労等の生活上の課題を解消するため、事業者や他自治体との連携に取り組んでいきます。
- ◆固定的性別役割分担意識に基づく男性が抱える悩みや困り事への相談事業や座談会などを実施していきます。
- ◆ジェンダー平等の推進拠点として、パラソルにおける相談支援や啓発事業、情報発信を充実していきます。
- ◆庁内のジェンダー平等の推進に向け、職員の意識向上と働きやすい職場環境の整備に向け取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
審議会委員のうち女性の委員割合	%	庁内向け調査	33.8 (2024 年度)	38.5	41.5
くにたち男女平等参画ステーションにおける男性相談の相談件数	件	くにたち男女平等参画ステーション統計	836 (2024 年度)	870	890
「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	27.4 (2024 年度)	27.8	30.0

＜展開方向2：困難な問題を抱える女性への支援＞

【目的】

女性が女性であることにより、DVや性暴力、孤立や貧困などの困難な問題に直面しやすい状況があります。女性が抱える問題が多様化、複雑化する中、女性の人権の尊重とジェンダー平等の観点を持ちながら、行政と関係機関、民間支援団体との協働した支援体制を構築し、本人の意思を尊重した支援を実施していきます。

【手段】

- ◆「困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」に基づく取組を行い、本人の意思を尊重した支援体制を構築していきます。
- ◆DVや生活困窮など困難な問題を抱えた女性が早期に相談につながるができるよう、様々な手法を用いて相談窓口に関する情報を発信していきます。
- ◆行政と民間団体の特徴を生かした支援体制を構築し、相談者本人の希望や意思を尊重した支援を実施します。
- ◆相談事業の効果検証や相談者本人からのフィードバックのあり方などを検討し、実効性のある支援を行います。
- ◆パラソルの相談事業との連携を強化し、効果的な支援を展開していきます。
- ◆国や東京都等に対し、市の取組や課題等について、提言や要望をしていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
女性相談件数	件	女性相談事業における新規の相談者の推移	114 (2024 年度)	144	164
女性パーソナルサポート事業の自立支援事業の新規件数	件	女性パーソナルサポート事業	20 (2024 年度)	28	32



くにたち男女平等参画ステーション・パラソル

【政策2】 子育て・教育

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援

【施策統括課：子育て支援課 主な関係課：児童青少年課、保育幼児教育推進課、教育指導支援課】

<現状と課題>

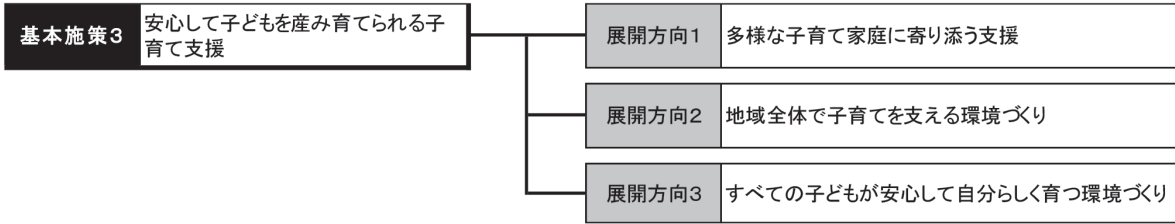
- 我が国の年間出生数は、第1次・第2次ベビーブームを経て、1970年代後半から減少傾向にあり、現在もその傾向が続いています。特に近年、減少傾向が加速し、令和6(2024)年には70万人割れとなり、出生数減少に歯止めがかからなくなっています。
- 国は、少子化対策として令和2(2020)年に新たな「少子化社会対策大綱」を策定し、希望出生率1.8の実現に向けて、結婚、妊娠、出産、子育てに関する支援策を打ち出しています。また、令和5(2023)年には出産や育児に関する支援を一元化することを目指し「こども家庭庁」が設立され、「異次元の少子化対策」として、同年12月に「こども未来戦略」が策定され、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができ、子どもたちが健やかに育つ社会の実現を目指しています。
- 1人の女性が一生に産む子どもの平均人数を示す合計特殊出生率について、平成27(2015)年から平成30(2018)年までの推移をみると、国立市では1.24～1.30で推移していましたが、令和元(2019)年から国立市の合計特殊出生率は国や東京都を下回るようになり、令和5(2023)年には0.97と1.0を下回り、多摩地域の中でも下位に位置しています。
- 子育て家庭への経済的な支援として、国は出産前後の「妊婦のための支援給付」や、児童手当の拡充を実施しています。東京都においても出産後のカタログギフトの提供や、所得条件のない給付の実施など、支援の充実が図られています。
- また、労働環境の変化を背景として、共働き世帯数も年々増加しており、令和4(2022)年には1,262万世帯に達し、夫婦のいる世帯全体の約7割が共働き世帯となっています。安心して子育てするために、日常的な家事援助の必要性が高まっていることから、国立市では、ファミリー・サポート・センターや育児支援サポーター派遣事業を行い、地域の育児相互支援を推進しています。
- 経済的不安や家族・パートナーからの支援不足、DV・性暴力、こころの健康課題などから、予期せぬ妊娠や妊娠継続の困難に直面している妊婦に対し、国は要支援妊婦の早期把握・支援や妊娠葛藤支援、匿名相談の整備を進め、東京都も24時間相談やチャットボット、助産師オンライン相談の導入等により、支援体制を拡充しています。一方で、市域では当該体制の周知や利用促進、メンタルヘルス等の支援強化が課題となっています。
- 国の保育政策においては、全国的に待機児童が大幅に減少し、過疎地域においては保育園等における定員充足率が低下していることから、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から質の高い保育の確保・充実、「こども基本法」の成立を踏まえた全てのこどもの育ちと子育て支援家庭の支援、保育人材確保などに方針転換しています。
- 国立市においても、これまでの待機児童対策や少子化の進行により、待機児童がほぼ解消状態となっており、1、2歳児に若干待機児童が生じているのみの状況となります。一方で、各保育

園や幼稚園、認定こども園の一部クラスにおいて定員が充足しない状況となっており、園児が減少している局面において、保育・幼児教育の質をいかに確保していくかが今後の課題となっています。

- 今後、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実に加え、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、ハード・ソフトの両面から、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など積極的に取り組む必要があります。国立市は令和5(2023)年4月より、高校生相当まで所得制限なく、子ども医療費助成を拡充しています。また、令和5(2023)年には矢川プラス、令和7(2025)年には、国立駅南口子育て・子育て応援テラスと、二つの子育て支援施設を開設しています。
- 国立市では、平成29(2017)年7月に組織改正を実施し、早くから母子保健(子育て世代包括支援センター)と、児童福祉(子ども家庭支援センター)両機能の一体的な運営に取り組んできました。令和4(2022)年の改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務として法定化されたことに伴い、従来の母子保健と児童福祉の個別支援体制の機能を整理・強化した上で、令和7(2025)年にこども家庭センター事業を開始しています。
- 令和3(2021)年度の国の全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯約134万世帯のうち、119.5万世帯の約89%が母子世帯となっています。母子世帯の就労状況では、正規雇用の比率は約49%にとどまり、就業環境の不安定さが課題となっています。また、養育費の取り決めがされている世帯は46.7%にとどまり、市が実施した調査においても約半数が同様であり、安定的な生活基盤を確保しにくい実態があります。
- 国立市では、平成29(2017)年度より養育費や面会交流など離婚前後の相談を含めた個別家族相談を開始し、令和3(2021)年度より、離婚に関する基礎知識を学ぶ離婚講座、令和4(2022)年度より養育費確保支援事業を実施しています。
- 令和6(2024)年5月に離婚後の子の養育に関する民法等改正法が成立し、離婚後も両親が子どもの親権を共同で持つ「共同親権」が令和8(2026)年から施行されることとなり、DVや虐待などの恐れがある場合を除き、離婚後も父母双方が子どもの養育に関わることになるため、ひとり親家庭への支援の在り方を改めて検討していく必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、親が子育て力を高めていくことによって、楽しみながら子育てをすることができるまちを目指します。



＜展開方向 1：多様な子育て家庭に寄り添う支援＞

【目的】

家族の形態や背景に関わらず、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことで、孤立や育児不安の軽減を図り、子育てに対する自己効力感が高められるようにしていきます。

【手段】

- ◆全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター事業を推進し、妊産婦や乳幼児等が安心して健康的な生活が送ることができるよう、母子保健施策と子育て支援施策の両面から子育て支援が一貫して提供されるように妊娠期から切れ目のない伴走型支援を行います。
- ◆妊産婦や保護者に必要な情報提供、助言、支援、保健指導を行い、個別の不安や疑問の解消に努めます。
- ◆継続的な面談や訪問等により妊娠期からの子育て家庭との信頼関係の構築に努め、児童虐待への予防的介入に取り組めます。
- ◆ひとり親家庭に対し、就労や生活、養育費確保等支援を通して経済的な自立を目指します。
- ◆外国にルーツを持つ子育て家庭が気兼ねなく相談・支援を受けられるよう努めるとともに、多言語による情報発信の拡充と相互の文化理解の促進に向けて取り組みます。
- ◆共同親権の導入に際し、親同士の合意形成と協力を促し、子どもの最善の利益を保障するため、情報提供や啓発、相談機能の強化など環境整備に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
子育てのしやすい環境が整っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査 (18 歳以下の子どもがいると回答した市民を対象)	70.2 (2024 年度)	72.0	75.0
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	乳児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査問診票	97.5 (2024 年度)	97.8	98.1

＜展開方向 2：地域全体で子育てを支える環境づくり＞

【目的】

地域に住む人々が子育て家庭への関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援する仕組みを構築します。

【手段】

- ◆状況に応じた市内保育園や認定こども園と連携した定員調整など、施設整備を要しない対応策を行うことで、待機児童の発生を抑えます。
- ◆国立駅南口子育て・子育て応援テラスの一時預かり事業やこども誰でも通園制度の導入、ベビーシッター利用支援事業の拡充により、お子さんの預かり先の選択肢を増やし、国立市内の子育て・子育て環境をより充実させます。
- ◆幼稚園、保育園に通う3歳以上の子どもの副食費の無償化に取り組み、国の幼児教育無償化、都の第一子無償化と合わせ、幼児教育・保育施設を利用するための保護者の経済的負担を軽減します。
- ◆幼稚園が実施する長時間の預かり保育への支援を行うとともに、幼稚園の保護者に対するPRを支援することで、保護者に対して多様な選択肢を提供します。また、認可外保育施設等を利用する保護者への利用支援を推進します。
- ◆くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、幼児教育センターを活用した、市内の保育・幼児教育環境を向上させるための取り組みを推進します。
- ◆矢川プラスと国立駅南口子育て・子育て応援テラスの両施設の機能を最大限に活用し、コミュニティの活性化を図ります。
- ◆子育て家庭を地域住民が見守り、協力する体制を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
待機児童数 (必要保育量)	人	各年 4 月 1 日現在、認可保育所希望者のうち、利用不可となった児童の人数 (新定義)	16 (2024 年度)	0	0

＜展開方向3:すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり＞

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組みます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携を図っていきます。
- ◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合 (各年4月現在)	83.3 87.9 (2024 年度)	87.0 88.0	88.5 88.5



国立駅南口育ち・子育て応援テラス

基本施策4 すべての子どもの主体的な権利が保障される子育て支援

【施策統括課：児童青少年課

主な関係課：保育幼児教育推進課、子育て支援課、しょうがいしゃ支援課、公民館、オンブズマン事務局】

＜現状と課題＞

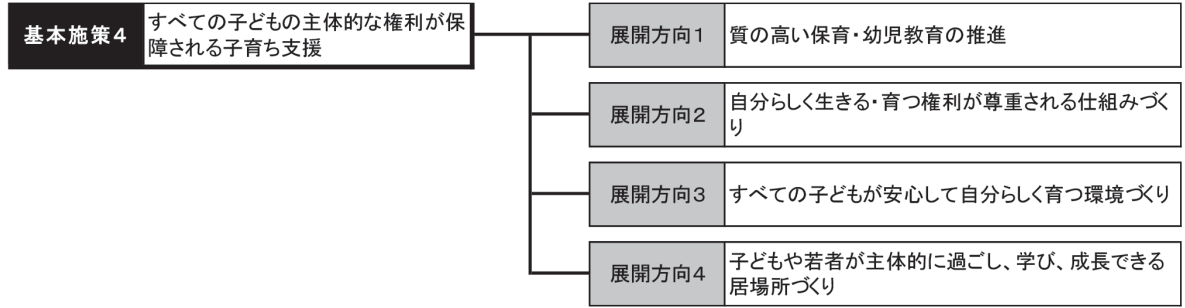
- 近年、都市化の進行等により地域力が弱まり、子どもたちの間でも地域における友人や異年齢との交流が減少しているといわれています。また、家族形態や経済的な理由等により子どもの貧困や児童虐待が社会的問題となる一方、子ども自身が、いじめ、不登校やひきこもり・ニートといった様々な課題を抱える中、地域や学校そして家庭で孤立する子どもや若者が目立つようになり、社会全体で支える取組が必要とされています。
- さらに、令和7(2025)年にユニセフが公表した日本の子どもの幸福度に関する調査結果について、身体的健康が先進36か国中1位であるのに対し、精神的幸福度については32位という結果であったことが報告されています。今日の日本という国が、子どもにとって、医療や健康に対するインフラが整備されている一方で、一人ひとりが自分らしく主体的に生きることが難しい国となっている可能性が示唆されています。
- 国は、日本における子どもや家庭を取り巻く課題に対して、より一体的で効果的な対応を行うため、文部科学省、厚生労働省、内閣府などで所管していた子ども関連業務を統合し、2023年4月にこども家庭庁を発足しました。こども家庭庁では、こどもの権利を尊重し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、こども自身の意見を尊重し、成長・発達に必要な支援を行うことを基本としています。
- 国立市では、令和6(2024)年11月、子どもの権利保障について規定した「国立市子ども基本条例」を制定しました。当該条例は、児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもの権利は当然に保障されること、子どもの主体的な権利を大人たちが守っていくことについて規定したもので、令和7(2025)年4月1日より施行しています。
- また、令和7(2025)年度から5年間の計画として、「第四次国立市子ども総合計画」を策定しました。この計画は、少子化、こどもを取り巻く複雑多様化した課題、そして子どもの権利保障という、これまでの国又は国立市の動向と施策推進の計画を踏まえながら、こども基本法、国立市子ども基本条例に規定する権利保障の施策を推進することを目的としています。
- 平成29(2017)年4月に国立市総合オンブズマンが発足し、そのうちの一つの機能である子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談を中心にいじめや虐待などの相談を行っています。子どもの人権オンブズマンは、子どもの人権意識を育むため、イベントへの参加や広報活動などを通じて周知・啓発活動も行っています。
- 平成30(2018)年4月に新たな「幼児教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。これら3つの要領等では、3歳児以上の幼児教育に関する記載が概ね共通化され、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置づけられました。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0歳からの幼児教育の重要性が記載されました。
- 国立市では、平成30(2018)年度より「幼児教育推進プロジェクト」を開始し、子育てひろば「こ

こすき!」の運営や幼児教育講演会の開催など子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進してまいりました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、令和元(2019)年9月に、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。令和5(2023)年度には、新たに開設された「くにたち未来共創拠点矢川プラス」内に、「国立市幼児教育センター(こどもラボ)」がオープンし、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団がプロジェクトの運営を担っています。今後も幼児教育センターを核とし、事業団と国立市が両輪となり、事業を継続・発展させていく必要があります。

○幼児教育の推進に向けて、令和5(2023)年度には「くにたち未来共創拠点矢川プラス」、令和7(2025)年度には「国立駅南口子育て・子育て応援テラス」を開設しており、これら施設を効果的に活用することで、保育士等の専門性向上、保護者との連携、夢中で遊べる環境の中での学びの充実等に努めていく必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

子ども一人ひとりの、自分らしく生きる・育つ権利が尊重され、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、また、子どもが自身の目指す将来に向かっていくにあたり、必要となる社会性や判断力、豊かな感性を、成長・発達の過程において培っていくことができるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。



＜展開方向1：質の高い保育・幼児教育の推進＞

【目的】

これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い保育・幼児教育環境を整えます。

【手段】

- ◆社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、矢川プラス内にオープンした幼児教育センターを活用の上で、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。
- ◆幼児教育センターにおいて、市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた職員の専門性を高め

る各種研修・研究を事業団と連携の上で実施し、人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。

- ◆新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保こ小連携の課題に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
幼児教育推進事業への参加者数	人	幼児教育センターで実施した幼児教育推進事業への参加者数	1,175 (2024 年度)	1,300	1,400
幼児教育に関する研修への参加者数	人	幼児教育センターで実施した市内幼稚園、保育園、認定こども園等に向けた研修会への参加者数	470 (2024 年度)	500	500

＜展開方向2：自分らしく生きる・育つ権利が尊重される仕組みづくり＞

【目的】

子ども基本条例に基づき、子ども一人ひとりの意見表明権を尊重する環境づくりや、相談しやすい環境の充実、課題を抱える子ども・家庭支援を推進すること、自分らしく過ごすことのできる居場所を整備すること、子ども人権オンブズマンの活動の周知啓発等により、すべての子どもを権利侵害から守り、自分らしく生きる・育つことが保障されたまちを目指します。

【手段】

- ◆誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、子ども基本条例の推進に取り組みます。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。
- ◆子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。
- ◆子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。
- ◆子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。
- ◆多様な背景のある子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所の整備に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
子どもが市政やまちづくりなどの事業等に参加した参加者数	人	市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	124 (2023 年度)	144	154
子ども自身からの相談の受付件数	件	子ども人権オンブズマン、子ども家庭支援センター、教育相談室及び児童館・学童保育所にあった、子ども自身からの相談の件数	79 (2023 年度)	87	91

＜展開方向3：すべての子どもが安心して自分らしく育つ環境づくり＞ ※再掲

【目的】

すべての子どもがその生まれた環境に左右されことなく成長できるよう、一人ひとりの権利や個性が尊重される支援体制を整備し、子どもがその子らしく成長し、安心して未来に向かえる環境づくりを目指します。

【手段】

- ◆子育て家庭の経済格差に関係なく、すべての子どもが様々な体験を通して経験値を積み、生きる力を高めていけるような支援に取り組めます。
- ◆子どもの発達に関する相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。
- ◆医療的ケア児の就園、就学支援の体制整備に向けて、教育や医療機関などの関係機関との連携を図っていきます。
- ◆教育と福祉の連携を図り、ヤングケアラーの早期発見や、不登校支援の取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己肯定感のある児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	%	全国学力・学習状況調査において自己肯定感があると回答した国立市の児童生徒の割合 (各年4月現在)	83.3 87.9 (2024 年度)	87.0 88.0	88.5 88.5

＜展開方向4：子どもや若者が主体的に過ごし、学び、成長できる居場所づくり＞

【目的】

子どもや若者が様々な体験活動や異年齢との交流等、自分らしく過ごし、学ぶことのできる居場所や、地域において豊かなところを育むことができる居場所を拡大するとともに、「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進します。

【手段】

- ◆矢川プラスや国立駅南口子育て・子育て応援テラスを活用し、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。
- ◆放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。
- ◆子どもたちが放課後や朝の時間帯等に過ごす環境のあり方について、教育部・子ども家庭部が連携して検討し、充実を図ります。
- ◆子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育んでいけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。
- ◆学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒が生活リズムを取り戻し、自分らしく学ぶことのできる状態となるよう、教育部と子ども家庭部、学校が連携して当該児童・生徒への寄り添い支援を行うとともに、地域で過ごす事の出来る居場所の設置など、環境整備を行います。
- ◆国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。
- ◆子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。
- ◆子どもや若者が自由に参加できる学びの機会や居場所を通じて、社会参加を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%	アンケート調査	91.1 (2023 年度)	毎年度 90%以上	
学校へ行けない・行かない状態から学びの機関等へ繋がった児童・生徒の割合	%	同左	25 (2024 年度)	毎年度 25%以上	



子どもの居場所づくり事業の様子

基本施策5 学校教育の充実

【施策統括課：教育指導支援課
主な関係課：児童青少年課、子育て支援課、都市農業振興担当、指導担当、
教育総務課、教育施設担当、食育推進・給食ステーション、建築営繕課】

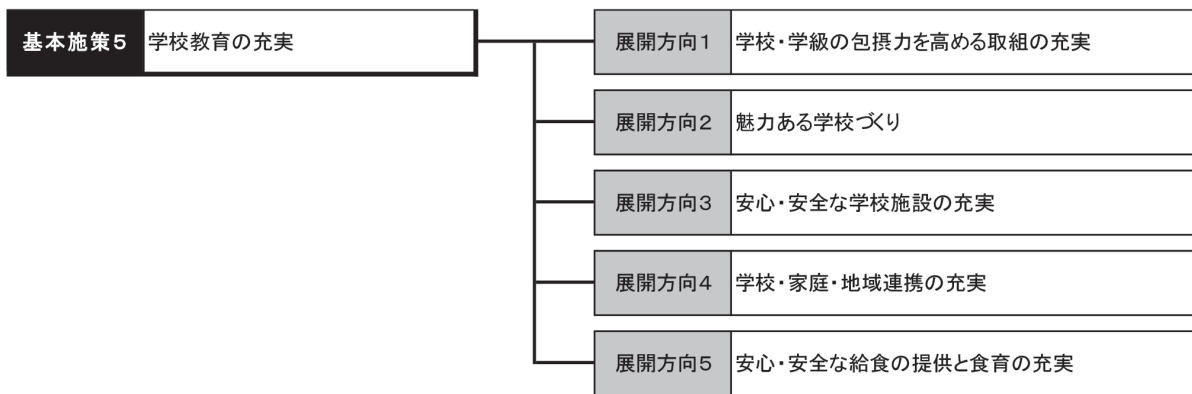
<現状と課題>

- 国立市立学校は、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、その子らしくいられる教育活動を推進しています。
- 国立市立学校では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「地域と共にある開かれた学校づくり」に重点を置き、学校教育の充実を図ってきました。今後も、教育目標の実現に向けて、より一層の施策の推進を図る必要があります。
- 平成31(2019)年4月に施行した「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を踏まえてソーシャルインクルージョンの理念の下、一人ひとりがその子らしくいられる教育を推進し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちづくりを担う子どもたちを育てる必要があります。
- 令和7(2025)年度から施行された国立市子ども基本条例に基づき、子どもの主体性が大切にされる教育活動が求められています。また、学校にいかない、いけない子どもたちや教室に入ることが難しい子どもたちの学びが保障される支援体制を整える必要があります。
- 教員の業務過多の状況が社会問題となっている中で、本市においても学校・学級の包摂力を高める取組や質の高い学びを保障するために教員の働き方改革が喫緊の課題となっています。
- 校舎等の学校施設については、安全性の観点から校舎の建て替えと非構造部材の耐震改修工事を進めています。第二小学校は、令和6(2024)年12月に新校舎棟の建設を完了し、令和6(2024)年度3学期より使用を開始しました。引き続き、体育館棟及び校庭等の整備を進めていきます。
- 平成29(2017)年度に策定した国立市学校施設整備基本方針の改定を進めています。国立市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として、学校施設環境の維持向上を目指し、建て替え及び長寿命化対策における要点の整理や適正な規模・配置の考え方など、今後の計画的な取組の指標として記載項目を検討していく必要があります。
- 令和8(2026)年度に全校への導入が完了するコミュニティ・スクールの取組により、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指す必要があります。
- 学校給食については、令和5(2023)年8月にくにたち食育推進・給食ステーションができ、給食運営業務においては調理器具などの設備の性能が向上しました。今後もそれらを活かし、給食の質の向上を目指すとともに、健康な食生活を支える食育の充実を図ることで、子どもの健やかな身体を育ませるため、学校や他部署と連携し、事業の積極的な実施と、くにたち野菜を中

心とした地産地消の取組を強化する必要があります。

<施策の目的及び体系>

教育大綱に基づき、子どもの権利を保障し、一人一人が自分らしく幸せに生きていくために必要な力や価値観を育む学校教育を推進します。



<展開方向1：学校・学級の包摂力を高める取組の充実>

【目的】

学校・学級の包摂力を高め、ともに学びやすい環境を整えるとともに、多様な子どもたち一人一人がその子らしく成長できるようにすることを目指します。

【手段】

- ◆子ども基本条例の理念に基づいた子どもの権利を保障する教育環境を整備します。
- ◆社会的障壁に気づき、どのように環境調整を行えばみんなが過ごしやすくなるか、ともに考える過程を大切にしながら学校・学級の包摂力を高める教育を推進します。
- ◆一人一台端末をはじめとするICT機器を授業の中で有効活用するとともに、学習環境の改善に取り組み、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に取り組みます。
- ◆国立市独自のカリキュラムの計画、実施等により共生社会の一員としての資質・能力の育成を進めます。
- ◆幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組を推進します。
- ◆教員が児童・生徒と向き合うとともに様々なことにチャレンジしていく意欲と時間を確保するために働き方改革を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学習環境が自分に合っていると 感じている児童・生徒の割合 (上段:小学校、下段:中学校)	%	全国学力学習状況調査	66.2 82.3 (2024 年度)	66.5 82.5	66.7 82.8
時間外在校等時間が 360 時間 を下回る教員(管理職を除く)の割合 (上段:小学校、下段:中学校)	%	同左	50.0 49.4 (2024 年度)	56.0 55.4	60.0 59.4

＜展開方向2：魅力ある学校づくり＞

【目的】

不登校やいじめの未然防止を図り、誰もが居心地よく学校生活を送ることができる学校づくりを進めます。

【手段】

- ◆教育相談機能の質を高め、個に応じた支援や、親和的な集団作りを進めることで、不登校の未然防止を図るとともに、登校しない、できない場合においても、校内別室指導やオンライン授業参加等により学びを止めることがないように個々の状況に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
- ◆学校生活満足度調査を有効活用することで、一人ひとりの不安や集団の乱れにいち早く気づき、必要な対応を行います。併せて構成的グループエンカウターの実施など、児童・生徒の関係性をより良くする取組を推進します。
- ◆道徳教育や、生徒会等による主体的な取組等を通じて、児童・生徒が、傍観者としての立場も含め、いじめを見過ごすことなく適切に関わろうとする態度や行動力を育むとともに、いじめを早期発見、早期対応することが可能な組織体制を整備します。
- ◆子どもの意見表明権を大切にし、児童・生徒の主体的な取組を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学級に満足度している児童・生徒の割合 (上段:小学校、下段:中学校)	%	Q-U調査における満足群にいる児童・生徒の割合	54.0 49.0 (2023 年度)	58.0 53.0	60.0 66.5
新規の不登校児童・生徒の出現率 (上段:小学校、下段:中学校)	%	同左	2.0 5.2 (2024 年度)	2.0 5.2	2.0 5.2

＜展開方向3：安心・安全な学校施設の充実＞

【目的】

豊かな学びを支えるための基盤となる施設環境を整えます。

【手段】

- ◆非構造部材の耐震補強や大規模改修をはじめ、空調設備の更新など日常生活における施設環境も含めた改善・充実を図ります。
- ◆国立市学校施設整備基本方針を改定するとともに、学校施設の老朽化については、本方針や国立市公共施設総合管理計画に基づく必要な対応を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
小・中学校の校舎非構造部材耐震化の割合	%	小・中学校の校舎非構造部材(天井材、照明器具)の耐震化の割合	59.1 (2024 年度)	72.7	86.4

＜展開方向4：学校・家庭・地域連携の充実＞

【目的】

学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、共に支え合いながら児童・生徒の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。

【手段】

- ◆コミュニティ・スクールの取組を活かし、学校や地域の実態に応じた特色ある教育活動を推進します。
- ◆地域学校協働活動推進員を中心に、各校の実情にあった地域学校協働活動を醸成します。
- ◆国立市の実情に合った部活動の地域展開を推進します。
- ◆学校に登校しづらい子どもの学びも止まることがないように、地域の居場所事業との連携を広げていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
学校支援ボランティア参画人数	人	ボランティア保険登録数	65 (2024 年度)	440	550
部活動地域展開実施部活動数	部活動数	土日の地域展開が実現した部活動数	0 (2023 年度)	3	5

<展開方向5:安心・安全な給食の提供と食育の充実>

【目的】

学校給食を充実させ、子どもの健やかな身体を育む食育の充実を図ります。

【手段】

- ◆アレルギー対応を実施するため、アレルギー対応食の提供を行い、より安心・安全な給食を提供します。
- ◆給食等を通じた食育活動を向上させるため、学校訪問や他部署と連携した事業の実施を推進します。
- ◆食育の一環として、食育推進・給食ステーションにおけるくにたち野菜を中心とした地産地消の取組を強化するため、地元農家との連携を積極的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
小中学校残菜率 (上段: 小学校、下段: 中学校)	%	同左	18.6 14.9 (2024 年度)	15.0 13.5	11.0 11.0
食育事業実施回数	回	同左	24 (2024 年度)	27	30
食育推進・給食ステーションにおける食材の地産地消割合	%	同左	9.7 (2024 年度)	16.0	20.0



くにたち食育推進・給食ステーション(カムカムキッチン)

【政策3】 文化・生涯学習・スポーツ

基本施策6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護と活用

【施策統括課:生涯学習課 主な関係課:公民館】

<現状と課題>

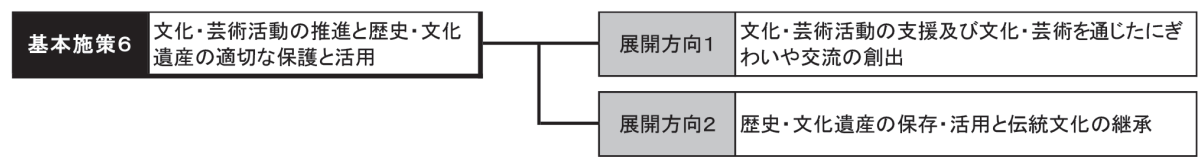
- 国は、令和5(2023)年3月に「文化芸術推進基本計画(第2期)」を策定しました。本計画では、令和5(2022)年度から令和9(2026)年度までの5年間で推進する7つの重点取組などが示されています。
- 都は、令和4(2022)年3月に「東京文化戦略2030」を策定しました。本計画では、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの長期計画であり、目指す2040年代の東京の姿(将来像)「芸術文化で躍動する都市東京」が示されているほか、将来像を実現するための4つの戦略や戦略実行のための10の推進プロジェクトなどが示されています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)では、様々な文化芸術事業を実施しています。また、国立市では、各種団体と連携し、講演会等を開催しています。
- FSXホール(くにたち市民芸術小ホール)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和6(2024)年度は、延べ53,077人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成30(2018)年度の利用者数(57,758人)の水準までは戻っていません。
- 国立駅周辺には、文教地区にふさわしい落ち着いたまちなみが広がるとともに、多くのギャラリーやアートスペースが軒を連ねています。一方、甲州街道以南の南部には「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、貴重な自然環境や歴史・文化遺産、伝統文化が数多く残されています。
- 平成30(2018)年には文化芸術施策の推進に向け、基本理念を明確にし、市民にとって文化と芸術をいっそう身近なものとするともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため「国立市文化芸術条例」を制定しました。また、同条例に基づき、国立市の文化芸術施策の推進のあり方と今後の取組を示した「国立市文化芸術推進基本計画」を令和元(2019)年5月に策定しました。
- 文化財は、市内外の人々に国立市の歴史や文化を正しく理解してもらうためになくはならないものであるとともに、将来にわたる文化の発展向上の基礎となるものです。令和7(2025)年4月1日現在、市内には国指定3、都指定4、市指定22の計29の指定文化財と、国登録4、市登録88の計92の登録文化財があります。
- 市内には、旧国立駅舎や、谷保天満宮、旧本田家住宅、城山、緑川東遺跡出土石棒などの有形・無形の歴史的文化遗产が現存し、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。
- 旧国立駅舎は、令和2(2020)年にほぼ元の場所に再築され、まちの魅力発信拠点として活用を始め、令和6(2024)年度は、490,531人が来館しました。また、寄贈を受けた旧本田家住宅は、令和2(2020)年3月に「東京都指定有形文化財(建造物)」に指定され、現在、解体復原事業を行っています。復原後は、南部地域の歴史文化の発信拠点として、活用することとしてい

ます。

- これらの歴史的文化的遺産を将来にわたり市民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐため、その適切な保護と活用に努める必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

文化・芸術活動のしやすい環境が整備され、市民が文化・芸術に親しむことができるとともに、市内の歴史・文化遺産が守られ、活用されるまちを目指します。



＜展開方向1：文化・芸術活動の支援及び文化・芸術を通じたにぎわいや交流の創出＞

【目的】

市民の自主的な文化・芸術活動を促進するとともに、支援を行うことで、文化・芸術を育む環境の整備を推進します。また、魅力溢れる文化芸術活動を行っているさまざまな主体との連携、協働した取組により文化と芸術を通じ、地域や世代間の交流を深め、「つながり」を醸成するとともに、あらゆる人々へ文化や芸術を届けられるような活動や、異なる文化に触れあう機会を提供することで、市全体で「にぎわいあふれるまち」を目指します。

【手段】

- ◆市内で行われる文化・芸術情報を積極的に収集・発信します。
- ◆くにたち文化・スポーツ振興財団や学校のほか、芸術活動に関連する様々な市民団体等との連携により、市民が身近に芸術に触れあう場を提供します。
- ◆文化施設の環境向上に努めるとともに、市民・団体が文化・芸術活動や発表、交流等を行いやすい機会を提供します。
- ◆子どもや青少年向け、さまざまな文化や芸術を体験するプログラムを提供します。
- ◆アウトリーチ事業等、文化・芸術とつながる機会を充実させるとともに、アーティストが市内で行う文化芸術活動を支援します。
- ◆他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進します。
- ◆くにたち市民文化祭を通じ、だれもが文化や芸術とつながる機会の充実を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
過去 1 年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合	%	国立市市民意識調査	44.3 (2024 年度)	52.0	60.0
過去 1 年間に文化・芸術活動を行った市民の割合	%	国立市市民意識調査	28.8 (2024 年度)	30.0	32.0
FSX ホール（市民芸術小ホール）の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書より	53,077 (2024 年度)	61,000	68,000
国立市が「文化的なまち」だと思う割合	%	国立市市民意識調査	62.3 (2024 年度)	67.0	71.0

＜展開方向2：歴史・文化遺産の保存・活用と伝統文化の継承＞

【目的】

市内の貴重な歴史・文化遺産、伝統民俗芸能を大切に守り、子どもたちの郷土についての理解を深め、郷土愛を醸成していくとともに、観光や地域振興につなげていきます。

【手段】

- ◆継承すべき文化財の指定・登録を進め、適切に保存・活用を図ります。
- ◆獅子舞などの貴重な伝統民俗芸能の継承に向けた取組を進めます。
- ◆文化財等を子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図るとともに、市民が文化財に親しみ、市の歴史に触れることができる環境を整備します。
- ◆旧国立駅舎や旧本田家住宅の文化財的価値や国立市史における歴史的重要性を発信するとともに、積極的な活用を図り、回遊性の創出やまちの活性化にも寄与していきます。特に、令和8(2025)年度に開館予定の旧本田家住宅は、「南部地域の歴史文化の発信拠点」として、谷保天満宮や国立市古民家など周辺の文化財とともに訪れてもらえるような取組を進めます。
- ◆くにたち郷土文化館や古民家を利用した行事を通じ、歴史や伝統文化を学ぶ機会や郷土に関して理解を深める機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
過去 1 年間で市内の歴史・文化遺産に訪れたことがある市民の割合	%	国立市市民意識調査	69.1 (2024 年度)	70.0	72.0
市内の歴史・文化遺産を地域の資源として活用されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	36.2 (2024 年度)	38.0	40.0
くにたち郷土文化館・国立市古民家の入館者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	28,659 (2024 年度)	32,000	35,000

基本施策7 生涯学習の環境づくり

【施策統括課：公民館 主な関係課：図書館、生涯学習課】

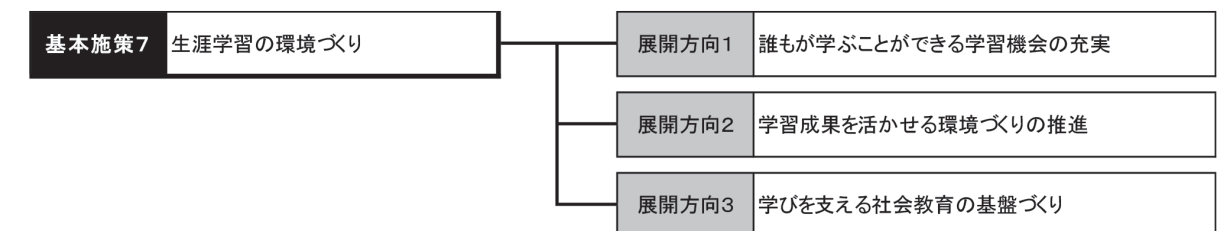
<現状と課題>

- 国は、令和5(2023)年6月「第4期教育振興基本計画」において、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、5つの基本的な方針の1つに「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、その教育政策として「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」「生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進」を挙げています。
- 平成30(2018)年12月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」では、今後は「個人の主体的な学びを出発点とし、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、更なる学びを求める「学びと活動の循環」につなげていくことが重要」であり、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」の一層の充実が図られるよう、とされています。
- 令和3(2021)年3月に東京都が策定した「『未来の東京』戦略」では、戦略6「ダイバーシティ・共生社会戦略」の中で、「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を挙げています。ここでは「東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』を実現するため、様々なシーンで多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあう社会を実現」するとしています。
- 令和元(2019)年5月には、すべての人が平等かつ主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「国立市生涯学習振興・推進計画」を策定しました。
- 国立市では、地域住民の生活における問題や地域の課題を解決するための学習に関する各種事業を実施し、教養の向上や健康の増進、豊かな感情の醸成を図るとともに、市民の自主的な学習やサークル活動を支援しています。図書館や公民館等の社会教育施設は、その成果を活かせる環境づくりを行っています。令和3(2021)年に電子図書館サービスを導入するなど、ICT活用による学習機会の充実にも取り組んでいます。
- 国立市では、平成20(2008)年11月に「国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが読書を通じて自ら知識を獲得する習慣を身につけることができるよう、読書に触れる機会を増やすための環境整備を行っています。現在、令和6(2024)年度～令和10(2028)年度を計画期間とする「第四次国立市子ども読書活動推進計画」を策定し、事業を推進しています。
- コロナ禍以前に比べ、図書館や公民館等の利用者数は減少傾向にあります。そのため、今後は、幅広い市民の生涯学習の促進に向けて、まずは生涯学習に取り組む市民の人数をコロナ以前の水準まで回復させる必要があります。このために、市の生涯学習情報を一元的に集約し、ICTを含め多様な手段での情報発信、多様な学習機会の提供、学習者の利用しやすい施設運営とともに社会参加に制約のある市民(例：しょうがいしゃや外国人等)のソーシャルインクルージョンを意識した取り組み等が必要です。また、学習成果を活かせる機会が市民の学習意

欲を高めるという視点に立ち、学んだ成果を活用できる環境整備とともにそうしたサポート体制の充実が課題になっています。

<施策の目的及び体系>

誰もがそれぞれのライフステージにおいて学ぶことができる環境を醸成し、市民一人ひとりの主体的な生涯学習を推進するとともに、学んだ成果を様々な場面で活かすことができるまちを目指します。



<展開方向1：誰もが学ぶことができる学習機会の充実>

【目的】

しょうがいの有無や国籍、性別、年齢等の属性による制約がなく、誰もが学ぶことができる環境を整え、多様な学習を通じてそれぞれが生きがい等を得ていく市民を増やします。

【手段】

- ◆ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマや課題に対応した学習を支援します。
- ◆共生社会の実現に向けて、市民の人権や多様な文化を尊重し、相互理解を深めていく学習機会の充実を図ります。
- ◆しょうがいしゃが生涯を通じて、多様な学習・交流機会を得て、主体的に社会参加していくことができるよう支援します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設や他の公共施設を活用した学習・交流機会の提供を推進します。また、学習者が利用しやすい施設運営に努めます。
- ◆市内の大学・高校、市民団体等の多様な主体との連携・協働により、学びの機会を増やします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
日常何らかの生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	74.7 (2024 年度)	77.0	79.0
市所有の社会教育・生涯学習施設が主催する生涯学習事業の参加者数	人	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）における生涯学習事業の参加者数	59,044 (2024 年度)	62,000	65,100
市所有の社会教育・生涯学習施設の利用者（来館者）数	人	公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）の年間利用者（来館者）人数	—	実績値から+2ポイント	2027 年度実績値から+2ポイント

<展開方向2：学習成果を活かせる環境づくりの推進>

【目的】

生涯学習による市民の多様な学習成果を、市民一人ひとりの自由な選択のもと、家庭・地域・学校・労働等の様々な場面で活かせる環境づくりを推進します。

【手段】

- ◆学習の成果を活かし、さまざまな表現活動や市民活動を含めた地域実践への展開を目指す事業等を開催します。
- ◆公民館講座を経て生まれた市民グループや市民文化祭、図書館協力ボランティア、郷土文化館、FSXホール(芸小ホール)における市民実行委員会企画など、学習成果を地域において活かせる活動を支援します。
- ◆関係機関と連携し、市民が学習の成果を活かすことができる情報提供や学習相談等のサポートの充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自己学習を含む様々な学習活動に取り組む市民の中で、学習を通じて得た知識や技術等を実生活や地域活動等に活かしている市民の割合	%	国立市市民意識調査	22.5 (2024 年度)	24.5	26.5

<展開方向3：学びを支える社会教育の基盤づくり>

【目的】

市民の生涯学習の推進に向けて、誰もが自由に学ぶことができる学習環境の醸成のための条件整備を行い、日常的に生涯学習に取り組む市民を増やします。

【手段】

- ◆市民の生涯学習の環境整備に向けて、多様な関係機関や分野を横断・連携するネットワークづくりを推進します。
- ◆公民館・図書館等の社会教育施設等において、多様な学習者や市民団体等が利用しやすい施設整備・運営に努めます。
- ◆生涯学習課・公民館・図書館等における社会教育に携わる職員等の資質向上、力量形成を図ります。
- ◆市の生涯学習情報を集約し、ICT等を含め多様な手段での情報提供の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
他機関や市民団体等と連携・協働し実施した事業の数	事業	生涯学習課・公民館・図書館・郷土文化館・FSX ホール（芸小ホール）がそれぞれ実施した他団体等との連携等事業数	553 (2024 年度)	565	580
職員の資質向上等を目的とした研修に参加した職員数	人	同左	65 (2024 年度)	65	65



公民館 70 周年記念イベント

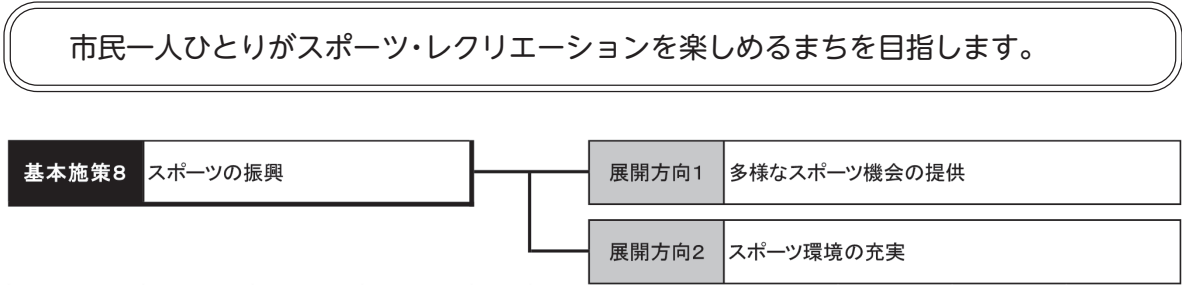
基本施策 8 スポーツの振興

【施策統括課：生涯学習課 主な関係課：環境政策課、健康まちづくり戦略室】

＜現状と課題＞

- 国は、令和4(2022)年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。本計画では、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度の5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策などが示されています。
- 都は、令和7(2025)年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。本計画は、令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とし、基本理念や将来のビジョンを示した上で、4つの政策の柱や6つの重点政策テーマなどが示されています。
- 国立市では、スポーツ推進委員⁷を中心に、社会体育事業の企画・検討を行いながら、市民の健康づくりや地域の活性化に資する各種スポーツ・レクリエーションプログラムを実施しています。また、FSXアリーナ(くにたち市民総合体育館)では、様々なスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。
- 市内における主要なスポーツ施設のうち、FSXアリーナ(くにたち市民総合体育館)の利用者数は、コロナ禍で一時激減したものの、その後年々利用者数が戻ってきており、令和6(2024)年度は、延べ171,830人の方が利用しました。しかし、コロナ禍前の平成30(2018)年度の利用者数(212,581人)の水準までは戻っていません。
- テニスコート・野球場・サッカー場といった屋外スポーツ施設の利用件数は、天候等の影響により年度ごとに増減するものの、令和6(2024)年度における利用件数の合計は33,985時間、令和5(2023)年度の34,297時間と比べ、0.9%(312時間)減少しています。
- 令和6(2024)年10月より中学校体育館の学校開放利用も開始しましたが、まだ利用可能施設に比して、利用者が飽和状態であるのが現状であり、スポーツ及び健康づくりのための運動を行う場所が不足しているとの声があります。
- 今後は、高齢者の健康寿命の延伸をはじめ、誰もが共に楽しめるよう、公園にユニバーサルデザインに配慮した健康器具、インクルーシブ遊具等を設置し、より多くの市民が気軽に遊び、運動できる環境づくりを推進することで、体力の向上や心身の健康の保持・増進、余暇の充実を図るとともに、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流や地域コミュニティの形成を支援する必要があります。
- 市民の多種多様なスポーツ・レクリエーションに関するニーズに、より効果的・効率的に応えられるよう、「健康づくり」の観点から様々な事業を行っている関係各課と連携していく必要があります。また、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市スポーツ協会、令和4(2022)年4月に設立された地域スポーツクラブ「くにたちエール」等の各種団体との連携をより一層進める必要があります。

＜施策の目的及び体系＞



＜展開方向 1：多様なスポーツ機会の提供＞

【目的】

しょうがい・体力の有無や年齢にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむ市民を増やし、健康増進や市民交流・コミュニティの形成等に結びつけます。

【手段】

- ◆地域におけるスポーツ機会の提供において重要な役割を果たしているくにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツ協会及び地域スポーツクラブ「くにたちエール」の活動を支援します。
- ◆スポーツ推進委員と共に魅力的な事業の企画・立案を行います。
- ◆関係各課やくにたち文化・スポーツ振興財団、スポーツ協会、「くにたちエール」、市内の大学等と共に、年齢・体力に応じたスポーツ・レクエーションの機会を提供します。
- ◆しょうがいしゃスポーツを含め、様々なスポーツを体験する機会を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2027 年度	2029 年度
日常的にスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	55.4 (2024 年度)	60.0	65.0
市及びくにたち文化・スポーツ振興財団が実施するスポーツ・レクリエーション事業の参加者数	人	事務報告書及びくにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	24,769 (2024 年度)	27,000	29,000

⁷ スポーツ基本法に基づき、各市区町村より非常勤特別職として委嘱され、市民のスポーツの普及と振興を図るため、日夜活動しており、令和7(2025)年7月1日現在、国立市では13名が委嘱されている。

＜展開方向2：スポーツ環境の充実＞

【目的】

市民が利用しやすいスポーツ環境づくりを推進し、より市民がスポーツに親しむための機会を提供します。

【手段】

- ◆FSXアリーナ(市民総合体育館)や公園スポーツ施設等の利便性を向上させます。
- ◆学校開放施設の利用環境を向上させます。
- ◆スポーツ団体の紹介等を行うことで、市民が新しくスポーツを始めやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
FSX アリーナ（市民総合体育館）の利用者数	人	くにたち文化・スポーツ振興財団事業報告書	171,830 (2024 年度)	198,000	213,000
公園スポーツ施設の利用数	1 面 1 時間	テニスコート・野球場・サッカー場の利用数の合計(くにたち文化スポーツ振興財団事業報告書)	33,985 (2024 年度)	36,700	38,500
学校開放施設の利用者数	人	事務報告書	85,480 (2024 年度)	92,000	98,000



ボッチャくにたちカップ

【政策4】 保健・福祉

基本施策9 健康まちづくりの推進及び保健と医療の連携強化

【施策統括課：健康まちづくり戦略室

主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、保険年金課、保健センター担当、児童青少年課、子育て支援課】

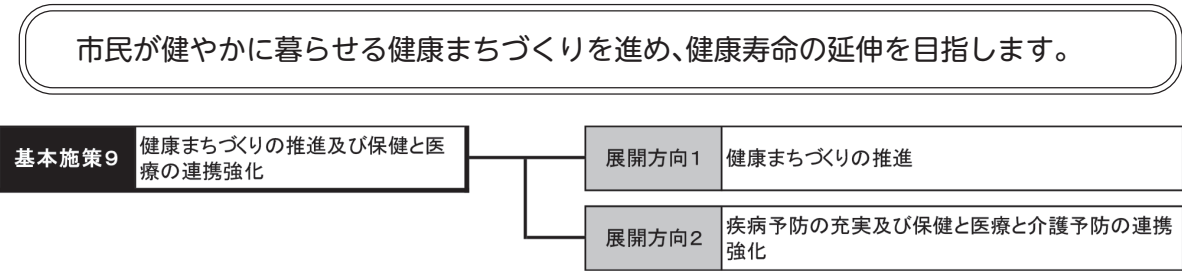
＜現状と課題＞

- 内閣府の「令和6年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和52(2070)年には男性85.89歳、女性91.94歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えると見込まれています。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19(2037)年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると推計されます。
- 超少子高齢社会の中で、世代を問わず一人ひとりが主体的に自身の幸福や生きがいに向けて自らの考えで行動できることや、自律性の向上、それを支える心身の健康の維持・増進が不可欠です。また、個人の幸福度には精神的な健康や社会的なつながりが大きく影響することから、身体的な健康のみならず、精神的な健康づくりの重要性が高まっており、各世代での孤独・孤立対策が課題と考えられています。
- 年齢、病気、しょうがいなど、心身の機能に低下や制限がある場合でも、多面的に、身の回りのことに幸せや満足を実感できる状態を広義の健康(ウェルビーイング)と考え、人にダイレクトに関わる施策(ソフト面)と、健康になるための仕組みをまちに取り入れていく施策(ハード面)の両面の施策に全庁で連携して取り組み、ウェルビーイングを感じられるまちづくりが必要と考えます。
- 健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)には、様々な算定方法がありますが、東京都では65歳健康寿命A(東京都保健所長会方式)⁸を用いています。「令和5年都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、国立市の65歳健康寿命Aは、男性83.43歳、女性は86.71歳で、東京都の男性82.83歳、女性86.06歳という値よりやや上回っています。
- 国立市民の死因の第1位はがん、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で、この2つの死因で全体の約41.8%を占めています。また、運動機会の減少や食生活の欧米化等により糖尿病や脂質異常症の方が増えています。これらの生活習慣病の重症化は生活の質の低下を招くことから、予防のために、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等の実践と、定期的な各種がん検診・健康診査の受診が重要です。
- 胎児期から高齢期に至る全世代を健康づくりの視点で支え、関心が向かない人も日常生活において健康づくりに取り組めるような環境整備を行うことが必要です。教育や産業などの様々な分野と連携し、工夫した健康づくり施策が行われるべきと考えます。
- 今後の地域医療については、従来の「治す医療」が適切に提供されるよう医療体制の整備を進

8 65歳の方が、何らかのしょうがいにより要介護認定を受けるまでの期間は健康な状態であると考え、そのしょうがいのために要介護2の認定を受ける年齢を平均的に表したものの。

めることにとどまらず、「治し支える医療」の推進が期待されています。「社会的処方⁹」としてかかりつけ医が地域とのつながりをサポートすることで、地域コミュニティによる支えを得て、健康を維持・改善できるような仕組みづくりが求められています。

＜施策の目的及び体系＞



＜展開方向1：健康まちづくりの推進＞

【目的】

市民が日常生活の中で無意識に健康づくりを行える環境づくり、健康まちづくりを推進し、主観的健康観の向上を目指します。

【手段】

- ◆これまでの健康づくりにおける1次(発症予防)、2次(早期発見)、3次予防(重症化予防)に加え、社会的背景や生活環境への介入も含む「0(ゼロ)次予防」を目指し、つながり・集える居場所づくりの支援、快適な歩行空間整備への働きかけ、外出する機会が増えるような取組を実施します。
- ◆健康まちづくりを戦略的に推進するため、インセンティブを活用した健康ポイント事業の実施等、科学的根拠に基づく施策を企画し、庁内の各部署と連携した取組を行います。
- ◆市民ボランティアである健康づくり推進員の養成及び市民による健康情報の普及啓発、民間事業者や大学研究機関との健康づくり連携事業など、産官学民連携のもと、健康まちづくりを推進します。
- ◆保健師や管理栄養士等が、市民の自主グループ、自治会等に積極的に訪問し、栄養・身体活動・感染症予防・熱中症予防などの支援を行い、ヘルスリテラシーの向上を目指します。
- ◆こころの健康づくりについて取組を強化し、市民向け講座、学校での授業、関係団体及び職員向けの研修を行うほか、日常生活の中で困りごとや悩みを相談できる場所の周知に努めます。
- ◆健康・生きがいづくりの観点から、かかりつけ医から地域の社会的資源の情報提供を受けることができるよう、関係機関との連携を深め、仕組みづくりを進めます。

9 薬物処方のみならず、地域とのつながりや活動等を紹介し、つなげる取組。疾病の管理のみならず、楽しみや喜びを含む活動と参加等に働きかける、セルフマネジメントに対する意欲の向上や、非薬物療法的な効果を期待するもの。(国立市地域医療計画より)

10 健康や医療に関する正しい情報を入手し、活用する能力。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
主観的健康観を持つ人(自分を健康だと思う人)の割合	%	国立市市民意識調査	61.6 (2024 年度)	63.0	65.0
普段取り組んでいる生涯学習活動で「健康・体力づくりをすること」と答えた人の割合	%	国立市市民意識調査	41.7 (2024 年度)	43.0	45.0

＜展開方向2：疾病予防の充実及び保健と医療と介護予防の連携強化＞

【目的】

保健と医療、介護予防の連携を進め、あらゆる世代に対し疾病の早期発見、重症化予防の取組を行い、健康寿命の延伸を図ります。また、新興感染症の流行時に市民生活への影響を最小限に抑えるため、感染症対策についても取り組みます。

【手段】

- ◆第3次国立市健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期のライフコースに沿った健康づくり施策を庁内の関係各課と横断的に連携し、総合的に推進します。
- ◆市民が適切な医療サービスを選択できるよう情報提供を充実させます。また、適正な受診と専門的な健康管理のために、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。
- ◆健康診査やがん検診、健康相談、健康づくりに関する啓発事業等を推進するとともに、疾病予防、重症化予防を強化します。また、女性の健康課題に対する効果的な取組を検討し実施します。
- ◆生活習慣病対策では、広く予防を周知するポピュレーションアプローチと、重症化を予防するためのハイリスクアプローチを壮年期から切れ目なく実施し、医療費の適正化を目指します。
- ◆「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、後期高齢者の生活習慣病重症化及びフレイル予防、健康状態の把握に努めます。
- ◆地域医療を担う医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健所等の関係機関との連携を強化し、病気の予防・早期発見・早期治療に向けた取組を推進するとともに、感染症の予防に努めます。
- ◆新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂し、感染症流行時の対応について方針を定めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
65 歳健康寿命 A (東京保健所長会方式) (上段：男性、下段：女性)	歳	東京都福祉保健局保健政策部健康推進課算出の国立市の値	83.4 86.7 (2024 年度)	東京都全体の平均値以上	
近くに安心してかかることができる医療機関がある市民の割合	%	国立市市民意識調査	74.4 (2024 年度)	75.0	77.0

基本施策10 高齢期の充実した生活への支援

【施策統括課：高齢者支援課

主な関係課：福祉総務課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室】

＜現状と課題＞

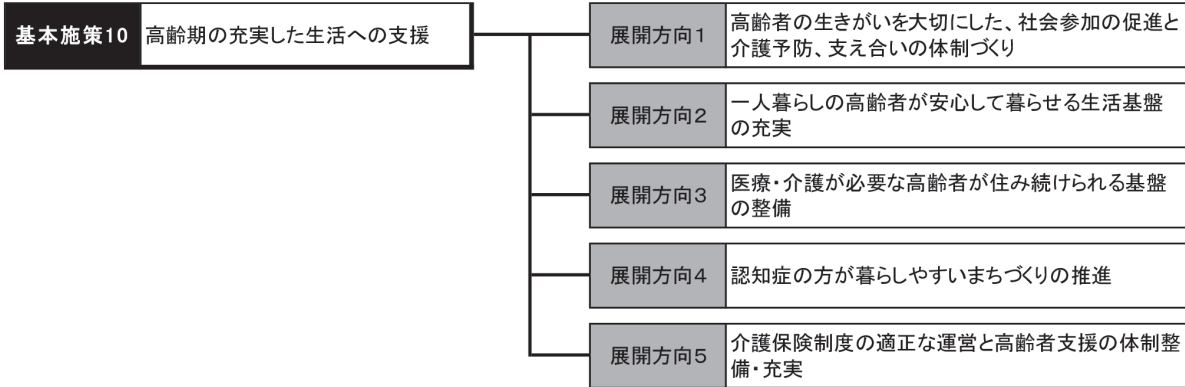
- 高齢化の進展に伴って認知症高齢者や単身高齢者の増加が予測される中、国では、平成17(2005)年の介護保険法改正以来、一貫して、団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくとしていました。
- 実際に令和7(2025)年度を迎えた現在、国全体の今後の人口推移としては令和22(2040)年ごろまで高齢者人口が伸び続ける見込みであることや、75歳以上人口の割合の増加、85歳以上人口の急激な進展が予測されています。これらに伴い、単身高齢者、認知症高齢者のさらなる増加も見込まれます。加えて、これまでの「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」に局面が変化するといわれているところです。このような状況下において、今後は高齢者人口のピークと予想される令和22(2040)年の状態を予測しつつ、これに対応できるよう、これまで構築してきた地域包括ケアシステムをさらに進め、また地域ごとのカスタマイズを図り、施策を検討していく必要があることが示されています。
- 高齢者の生活を支えていく介護の事業所においては、全国的に人材不足の状況に陥っています。高齢者人口の増加をうけて介護職員の必要数は右肩上がりですが、令和5(2023)年度の有効求人倍率は、介護関係職種では4.07と高水準です。国は、3年に一度の介護報酬改定等で介護職員の処遇改善を進めていますが、依然として今後の介護人材確保については強い懸念が寄せられています。
- 国立市における高齢者人口は、平成27(2015)年で16,087人(高齢化率21.6%)であったものが、令和2(2020)年で17,634人(高齢化率23.2%)、令和7(2025)年で18,640人(高齢化率24.5%)となっています。今後の推計でも、高齢者人口は増加の一途をたどり、令和33(2051)年に26,421人(高齢化率35.6%)でピークを迎えると予測されています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯数は、令和2(2020)年で9,010世帯であったものが、令和7(2025)年で9,868世帯と増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 認知症高齢者の数について、令和4(2022)年の国全体における年齢階層別認知症有病率を基に試算すると、国立市には令和7(2025)年に約2,297人、高齢者数がピークとなる令和33(2051)年には約3,983人の認知症高齢者の方がいると予測できます。
- 国立市においては、平成18(2006)年度より、地域包括ケア推進のひとつの柱に「認知症ケア」を位置づけ、「認知症になっても安心して暮らし続けられる地域」を目指し、他市に先駆けて認知症ケアを施策化してきました。今後、市の認知症施策をさらに充実させていくためには、「認知症の人の意思の尊重」「市民の認知症理解の拡大」「市としての認知症ケアの指針」等が必要になっています。全国的にも、令和5(2023)年に認知症基本法が成立したことに伴い、「誰もが認知症になりうることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する」「個人としてでき

ること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とともに、希望をもって自分らしく暮らすことができる」といった「新しい認知症観」が提唱され、各市町村においても国や都の計画に基づき、認知症施策推進計画の策定が努力義務となっています。こういった流れも踏まえ、本市においては、当該計画を次期の地域包括ケア計画と一体的に策定することとしています。

- 国立市における地域包括ケア推進のもう一つの柱には、「在宅療養支援」が位置付けられました。「医療や介護が必要になっても住み続けられる地域」の基盤として進めてきた取組の成果は、例えば要介護認定者のうち在宅で過ごす方の割合が高水準であることなどに表れており、高齢者自身が暮らし続けたい、最期を迎えたい場所の希望が叶う地域づくりに一定の成果をあげているものと捉えます。医療介護連携の更なる充実を図り、今後の高齢者数の増加といった環境変化にも的確に対応して成果を維持し続けていくことが求められます。
- 今後、高齢になっても、自分の生きがい大切にしながら、地域活動への参加等を通じて、元気で健康的な生活を送り、地域社会を支え、またお互いに支え合う一員としていきいきと活躍できるような環境を整えていくことが求められます。また、高齢者が自ら介護予防に努める環境を整えていくとともに、一人暮らしの人への生活支援を充実させていくことや、医療や介護が必要な人が尊厳を保ちながら暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進・深化に向けた取組を計画的に推進する必要があります。
- 高齢者を支えていくための介護保険制度は、保険者としての責任のもと、引き続き適正な給付と介護認定がなされていることが必要です。高齢者支援施策もあわせて、全体として持続可能な制度運営がなされるように努めていくことが求められています。また、全国的な傾向と同様、国立市においても介護人材不足の状況があることから、この対策の推進が必要です。

＜施策の目的及び体系＞

高齢者が生きがいを大切に、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように環境を整えるとともに、一人暮らしの方や、医療や介護が必要になった方が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮せるまちを目指します。



＜展開方向1：高齢者の生きがいを大切にした、社会参加の促進と介護予防、
支え合いの体制づくり＞

【目的】

高齢者が自らの生きがいを大切にしながら、社会参加ができるようにしていくとともに、自らの健康管理に努め、予防的な観点を生活に取り入れながら、高齢者同士が支え合っていきいきと暮らせるように支援します。

【手段】

- ◆高齢者自らが主体となった介護予防活動を推進し、さまざまなフレイル(虚弱)を防止します。
- ◆市民サポーターの活躍促進と介護予防事業の充実を図るためのボランティアポイントの拡大を検討します。
- ◆介護予防事業への参加意欲を高めるためのインセンティブについて研究を進めます。
- ◆地域の集いの場の創出を支援し、高齢者が自らの生きがいを大切にした社会参加を促します。
- ◆高齢者の見守り活動や集いの場の緩やかなつながり等を基盤として、高齢者同士が、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。
- ◆高齢者の外出しやすい環境を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
高齢者の主観的健康感(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	64.9 (2024 年度)	68.0	70.0
孤立化のリスクの高い高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	3.2 (2022 年度)	2.8 (2025 年度)	2.4 (2028 年度)
週に1回以上社会参加をしている高齢者の割合	%	日常生活圏域ニーズ調査	46.3 (2022 年度)	47.95 (2025 年度)	49.6 (2028 年度)

＜展開方向2：一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる生活基盤の充実＞

【目的】

一人暮らしの高齢者やその家族が安心して生活できるよう支援します。

【手段】

- ◆一人暮らしや、高齢者のみで暮らしている世帯について、普段の生活を通じて見守りができる事業を実施します。
- ◆地域や介護サービス等とのつながりが薄い、独居高齢者を対象に見守り訪問を実施し、生活状況の把握と関係づくりを進め、必要な支援等につなげる取組を行います。
- ◆一人暮らしの方が安心して生活を送れるように、万一の備えであるACPや終活について、普及啓発や情報提供を行います。
- ◆生活の大きな基盤である住まいを安定的に確保できるように支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
単身または夫婦のみ世帯で65歳以上の方が、市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う割合(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	62.6 (2024 年度)	75.0	75.0
単身世帯における今後、施設等の入所を検討していない方の割合	%	在宅介護実態調査	75.7 (2022 年度)	75.7 (2025 年度)	75.7 (2028 年度)

＜展開方向3：医療・介護が必要な高齢者が住み続けられる基盤の整備＞

【目的】

加齢に伴い、医療や介護が必要になった高齢者が安心して地域で暮らせるようにします。

【手段】

- ◆医療と介護、保健が連携した在宅療養の支援体制を整備します。
- ◆地域の高齢者が身近にかかりつけ医を持てるよう、周知啓発の取り組みを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は 出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
要介護認定者のうち在宅で過ごす人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の1月分)	88.1 (2024 年度)	88.1	88.1
診療所による看取りの実施件数(高齢者人口10万人対比)	件	厚生労働省・在宅医療にかかる地域別データ集	88.4 (2023 年度)	102.9 (2026 年度)	117.3

＜展開方向4：認知症の方が暮らしやすいまちづくりの推進＞

【目的】

認知症の方も一人の住民として尊重され、生きがいと役割をもって自分らしく生活し、地域で活躍できるよう支援します。

【手段】

- ◆市の認知症ケアの指針として新たに国立市認知症施策推進計画を策定します。
- ◆認知症になったときや、その疑いのある方が、適切に医療につながりケアを受けられるよう取り組みます。
- ◆地域全体で認知症の方のやりたいことや希望を大切にして、その人らしい生活を支える取組みを包括的に進めます。
- ◆認知症の特徴や認知症の方への対応などについて市民へ周知・啓発を行います。
- ◆認知症の方の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。（展開方向5の手段の再掲）

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
認知症で独居の高齢者の住み慣れた地域での生活継続割合	%	介護保険認定データ	41.8 (2025 年度)	45.0	50.0
実際に在宅で認知症の方を介護している方のうち、今後の不安に感じる項目として、認知症状への対応を挙げた人の割合	%	在宅介護実態調査	45.6 (2022 年度)	40.0 (2025 年度)	35.0 (2028 年度)

＜展開方向5：介護保険制度の適正な運営と高齢者支援の体制整備・充実＞

【目的】

持続可能な介護保険制度の運営を行うとともに、生活、介護、医療等の総合的な相談にきめ細やかに対応することにより、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるようにします。

【手段】

- ◆必要な市民が必要なときに必要な介護保険サービスを利用できるよう、円滑に制度を運営します。
- ◆介護基盤の整備として、不足している種別の介護保険事業所の誘致、整備を進めます。
- ◆深刻化している介護人材不足の状況に対し、国や都との役割分担のなかで、生産性の向上を含む国立市として必要な介護人材確保対策を検討し、介護保険事業所の安定的・継続的運営を支援します。

- ◆介護保険給付や介護認定について、将来にわたって適正な状態を維持します。
- ◆地域包括ケアの推進に向けて、地域におけるネットワークを構築・強化し、市民の相談を幅広く受け付けて適切なサービスや制度利用につなげる相談支援体制の一層の強化を図ります。
- ◆地域包括支援センターや関係機関が一体となり、介護者が孤立しないよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。
- ◆変化する社会課題に対応した地域づくりや地域の資源開発を行います。
- ◆高齢者の生活に関わる意思決定を本人が行えるよう支援するとともに、高齢者の人権が守られるよう、必要な措置を講じます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
85 歳以上の高齢者のうち、要介護 2 以上に認定されている人の割合	%	介護保険事業状況報告月報(各年度の 1 月分)	27.7 (2024 年度)	26.7	26.0
市が高齢者の相談や支援を十分に行っていると思う高齢者の割合(わからない・無回答を除く)	%	国立市市民意識調査	62.0 (2024 年度)	75.0	75.0



フレイルサポーターによるフレイルチェック講座

基本施策11 しょうがいしゃの支援

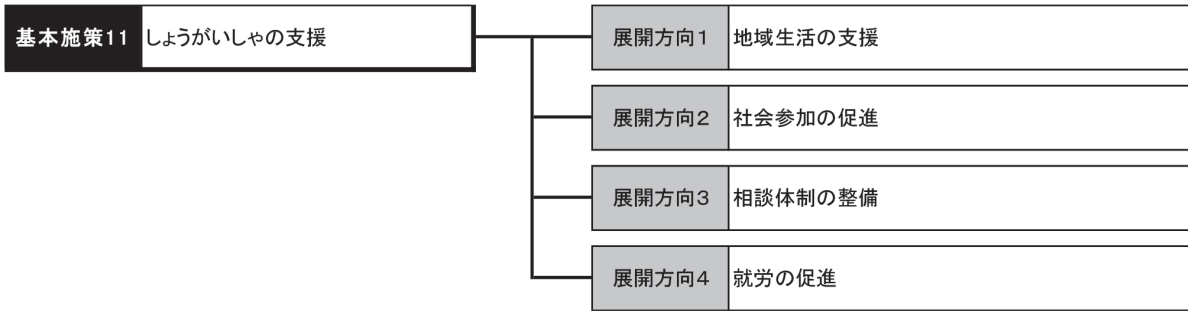
【施策統括課:しょうがいしゃ支援課 主な関係課:福祉総務課】

＜現状と課題＞

- 国は、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、制度を整備してきました。
- 令和5(2023)年、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とする「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。また、令和6(2024)年4月、「障害者差別解消法」が一部改正され民間事業者における合理的配慮提供が義務化されたことや、令和7(2025)年6月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障害福祉行政に関わる制度改正が相次いでいます。
- 国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、令和元(2019)年以降、横ばいの状況にあり、令和5(2023)年では1,936人、令和元(2019)年の1,940人と比べて0.2% (4人)減少しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、令和5(2023)年では678人、令和元(2019)年の579人と比べて17.0% (99人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、令和5(2023)年では1,765人、令和元(2019)年の1,448人と比べて21.9% (317人)増加しています。
- 平成27(2015)年9月、平成17(2005)年の「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を制定(平成28(2016)年4月施行)しています。また、令和5(2023)年9月には、手話言語に対する理解促進や、手話言語を必要とする市民が手話言語を使用しやすい環境構築等を目的とした「国立市手話言語条例」を制定しています。
- しょうがいのある方の日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消には、合理的配慮の提供が欠かせませんが、多様かつ個別性の高いものであるため、適切な対応を行うため、市民一人ひとりが、しょうがいに対する理解を深めることが求められています。
- しょうがいのある方が地域の中で安心して暮らしを続けることができるよう、国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を行う必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



＜展開方向1:地域生活の支援＞

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるよう持続可能な支援を目指します。

【手段】

- ◆日常生活に不可欠な福祉サービス等の支給については、個々の状況に応じ、必要性や優先度も考慮しながら実施します。
- ◆市民や事業所に対し社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮提供に関する理解促進の取組を行います。
- ◆しょうがいしゃの入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
施設入所から地域移行したしょうがいしゃ数 (平成 29 (2017) 年 10 月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	6 (2024 年度)	10	12
1 年以上の長期入院患者数	人	地域精神保健医療福祉資源分析データベース (ReMHRAD) 在院者の状況	60 (2023 年度)	53	51

＜展開方向2：社会参加の促進＞

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

- ◆限られた資源を有効に活用しながら、しょうがい者の特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。
- ◆しょうがい児に関するサービス支給については、就労家庭からのニーズの高まり等状況の変化を捉え、効果的な支援を実施します。
- ◆日中活動への支援については、既存団体及び事業所との連携を強化し、支援の重複を避け効果的に実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	5,547 (2024 年度)	7,268	8,322
障害者総合支援法に基づく通所施設数(福祉就労)の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援の支給決定者数	524 (2024 年度)	594	640
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	360 (2024 年度)	598	776

＜展開方向3：相談体制の整備＞

【目的】

当事者やその家族等からの相談に対し、重点的かつ効率的に対応できる体制を構築し、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

- ◆自立支援協議会¹¹を中心に、相談支援事業所や一般相談を委託する事業所との連携を強化します。
- ◆しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。
- ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。
- ◆地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。
- ◆支援機関等と連携し、しょうがいしゃの家族等の社会的孤立の防止や、レスパイト環境の整備に取り組めます。

11 関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と地域課題協議部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
障害福祉サービス等支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	1,178 (2024 年度)	1,455	1,627
計画相談支援等の利用率	%	障害福祉サービス等支給決定者数のうち計画相談支援等を利用している者(児)の割合	57.9% (2024 年度)	61.0	65.0
自立支援協議会の開催回数	回	同左	4 (2024 年度)	8	12

＜展開方向4：就労の促進＞

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

- ◆個別の就労支援事業を継続します。
- ◆しょうがいしゃや企業個々の相談支援等をハローワーク等関係機関との連携により推進します。
- ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	12 (2024 年度)	12	13
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	30 (2024 年度)	33	36
市主催の企業向け研修実施回数	社	同左	0 (2024 年度)	1	2

基本施策12 包摂的な地域づくりと包括的な相談支援

【施策統括課:福祉総務課

主な関係課:生活福祉担当、しょうがいしゃ支援課、地域包括ケア推進担当、健康まちづくり戦略室、子育て支援課】

<現状と課題>

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、国において本格的な取り組みが開始されてから10年が経過します。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成29(2017)年の社会福祉法改正により、全市町村に対して包括的な支援体制整備を努力義務化するほか、令和2(2020)年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきました。
- 厚生労働省において設置した「地域共生社会の在り方検討会議」の中間報告においては、2040年の社会の在り方を含めて検討を要する事項として、①地域共生社会の更なる展開に向けた対応②身寄りのない高齢者等への対応③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方⑤社会福祉における災害への対応、などを検討事項として挙げています。
- 市においては、国の動きに先駆け平成26(2014)年に福祉総合相談窓口「ふくふく窓口」を設置し、国立市社会福祉協議会においては、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー。略称CSW¹²）を配置し、地域を含めた包括的な支援体制整備に取り組んできました。
- 令和6(2024)年度からは重層的支援体制整備事業を開始し、①包括的相談支援事業②地域づくり事業③参加支援事業④アウトリーチを通じた継続的支援事業⑤多機関協働事業を実施しています。また、市民の困りごとをトータルで支援するため、庁内の様々な部署のほか、ハローワークや社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO、民生委員や関係機関等多職種と連携する体制を継続して実施しています。重層的支援体制整備においては、包括的相談支援体制と地域づくりの取組を一体として構築することとされており、今後地域の包摂性を高める取り組みが求められています。
- 身寄りのない高齢者等が抱える課題として、住まいに関すること、身元保証や緊急連絡先の確保、終活に関すること、死後事務に関することなどが挙げられています。厚生労働省において、令和6(2024)年度から日常生活支援、円滑な入院・入所の手続き支援、死後事務の支援を総合的なパッケージとして提供するモデル事業を実施しており、今後全国展開が見込まれています。市では令和7(2025)年9月より総合的な住まいの相談窓口を開設し、住まい相談をふくふく窓口の1機能として位置付けました。その他の機能について、国立市社会福祉協議会とともに検討していく必要があります。
- 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実については、令和8(2026)年度を目途に、現行の成年後見制度の改正が見込まれており、あわせて総合的な権利擁護施策について検討を進めることとされています。市では、これに先立ち、「人生の主人公は本人」をキーワードに、意思決定支援を重視した「国立市権利擁護支援計

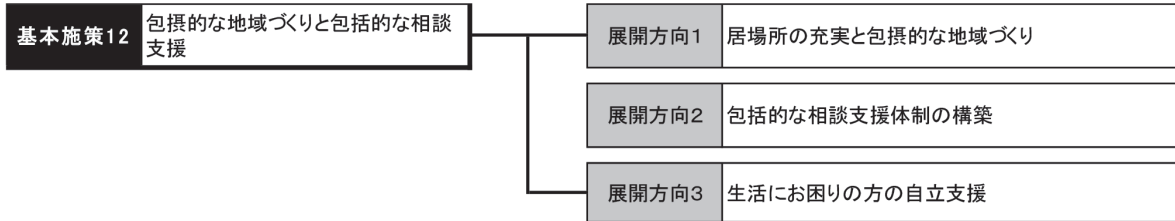
画」の策定を進めています。

- 全国の生活保護受給者数の状況は、令和7(2025)年2月時点(概数)では、被保護者数が1,998,606人、被保護世帯数が1,646,229世帯となっています。また、前年同月比で被保護受給者数は0.9%減、被保護世帯数は0.2%増加しており、被保護者数は、平成27(2015)年3月をピークに、緩やかに減少に転じています。一方、国立市の状況は、被保護世帯数が増加する一方、被保護者数は横ばい傾向であり、令和7(2025)年2月時点の被保護者数は1,171人、被保護世帯数は991世帯です。
- コロナ禍が明け、物価高騰による生活不安が広がる中で、生活保護制度の意義、果たす役割は非常に大きくなっています。生活保護は、憲法第25条に規定されている生存権を具現化するものです。国立市行政があらゆる取り組みの基底と位置づけるソーシャルインクルージョンの理念のもとに、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう、生活保護行政を運営していくことが求められています。
- 国立市の生活保護行政においては、平成30(2018)年度に生活保護業務の不適正な事務処理が明らかになり、有識者外部委員による再発防止策の検討を行いました。令和3(2021)年度からは「国立市生活保護行政等運営審議会」とし、引き続き国立市の生活保護行政が適切に運営されているか、より良くするための取組がなされているかの検証を行っております。生活保護法の目的である「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」ために、国立市の生活福祉行政がより良いものとなるよう、組織として取り組んでいかなくてはなりません。
- 生活保護受給世帯は、分類上、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯、その他の世帯に分類されます。全国的に高齢者世帯の伸びが著しく、それ以外の世帯は減少傾向であるものの、国立市では、高齢者、母子、障害者、傷病者のいずれにも属さない「その他の世帯」の比率が高めであり、増加傾向にあります。生活困窮者自立支援法に基づく自立支援施策の取り組みとともに、生活保護受給者に対する自立支援施策の取り組みを行っていく必要があります。

12 地域における個別課題やニーズを的確に把握し、行政や社会福祉協議会等と連携・調整しながら、地域が自ら地域の課題を解決できる様に導く役割を果たす者。

＜施策の目的及び体系＞

ソーシャルインクルージョンの考え方を地域で共有し、多様な主体との連携・協働に根ざして、包括的相談体制と包摂的な地域づくりを一体的に進めます。



＜展開方向1：居場所の充実と包摂的な地域づくり＞

【目的】

地域の包摂性を高め、地域の課題を地域自ら考え、多くの主体と協働し解決できるまちを目指します。

【手段】

- ◆地域における福祉ニーズの把握や福祉施策の推進において、中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等の活動を通じ、居場所活動など地域の住民同士のつながりが強まるよう支援します。また、居場所を中心とし、相談機関につながる体制や日常生活支援を主体的に実施する体制への支援を実施します。
- ◆くにたち福祉サポーター等、主体的に地域課題に向き合う地域福祉人材育成及び地域の活動へのマッチングを支援します。
- ◆成年後見制度の見直しに合わせ、総合的な権利擁護支援策の充実を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
福祉活動に取り組んでいる市民の割合	%	国立市市民意識調査	12.4 (2024 年度)	12.7	12.9
グループ活動や地域活動に参加していない市民の割合	%	国立市市民意識調査	66.0 (2024 年度)	63.0	61.0
くにたち福祉サポーターの人数（累計）	人	同左	142 (2024 年度)	170	190
相談機能のある居場所数	か所	くにたち福祉サポーターが関わる居場所数	0	10	20

＜展開方向2：包括的な相談支援体制の構築＞

【目的】

制度の狭間に陥ることがないよう、生活や福祉に関する総合的な相談を広く受け止め、包括的・重層的に支援します。

【手段】

- ◆庁内各相談部署や社会福祉協議会が連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援体制を構築します。
- ◆各相談窓口の対応力・連携力を向上するため、各職員のスキルアップを図ります。
- ◆コミュニティソーシャルワーカー等を配置し、地域で困難を抱えながらも相談できずに困っている市民に対し、多様な主体との連携の下、アウトリーチや参加支援等適切な支援を提供します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市が福祉的な困りごとの相談や支援を充分に行っているという市民の割合（わからない・無回答を除く）	%	国立市市民意識調査	72.06 (2024 年度)	75.0	77.0

＜展開方向3：生活にお困りの方の自立支援＞

【目的】

生活上の様々な課題を抱えた市民が、その課題を解決し自立(経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を含む)できるよう、寄り添って総合的に支援します。

【手段】

- ◆憲法第25条に規定されている生存権を具現化する生活保護行政をより良いものとし、ソーシャルインクルージョンの理念の下、市民が安心して幸せに暮らすことができるよう支援を行います。
- ◆生活困窮者の自立を支援するための相談・住居確保給付金・家計改善・就労支援・就労準備支援など総合的な取組を実施するとともに、子どもの居場所・学習支援事業を実施し、貧困の連鎖を断ち切るための施策を推進します。
- ◆住居確保給付金や受験生チャレンジ支援貸付など、手当・助成の給付や貸付の受付を行うとともに、必要な方が手続きできるよう周知広報を充実させます。
- ◆地域の事業者の協力を得ながら、就労体験や超短時間雇用など様々な形での仕事への関わり方を地域に広げ、地域全体でソーシャルファームの理念をもとにした「やさしい雇用」の実現を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
プラン作成者のうち自立に向けての改善が見られた者の割合	%	同左	77.3	90.0	90.0
子どもの学習・生活支援事業の利用者数	人	同左	40	40	40



農園を活用した地域づくり事業

【政策5】 地域・安全

基本施策13 防災体制の充実

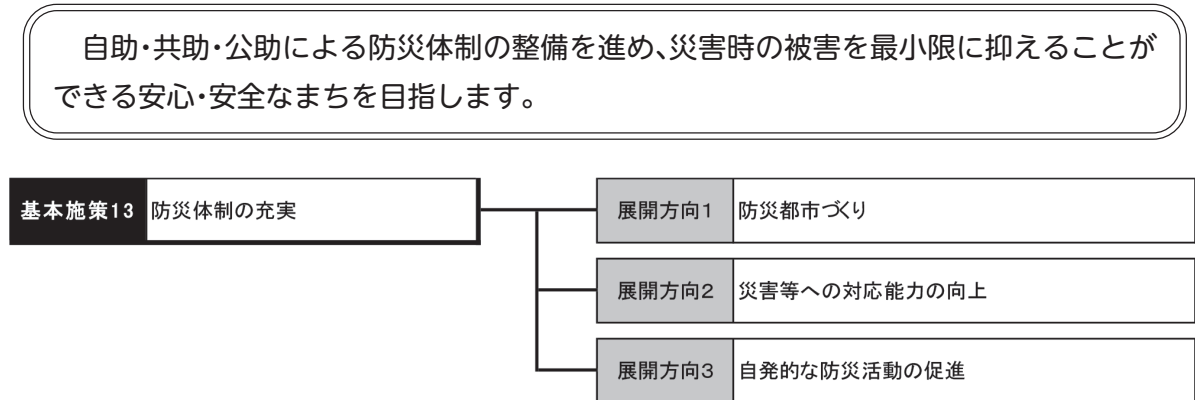
【施策統括課：防災安全課 主な関係課：総務課、福祉総務課、ごみ減量課、都市計画課、教育総務課】

＜現状と課題＞

- 平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災以降、熊本地震や能登半島地震など日本各地で大きな地震災害が発生しています。災害対策基本法では、能登半島地震などの過去の災害を踏まえた法改正が行われ、自治体の責務として防災計画の作成や訓練の実施、住民の責務として災害の生活必需品の備蓄や防災活動への参加を定めています。
- 東京都では、平成28(2016)年に発生した熊本地震をはじめ、近年発生した大地震の教訓等の具体化、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取り組みを反映し、震災対策の実行性を更に向上させる観点から「東京都地域防災計画震災編」を令和5(2023)年5月に修正しました。
- 東京都が令和4(2022)年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、多摩直下地震(設定条件:冬の夕方18時、風速8m／秒)の発生による国立市の人的被害は死者が14人、負傷者が236人に上ると推計されています。
- 国立市では、市・都及び関係機関並びに市民が連携してその有する全機能を発揮し、市域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした国立市総合防災計画について、令和5(2023)年5月に国立市防災会議において、災害時における各組織の役割を明確にすることで迅速な対応ができるよう活動体制を見直すことや、被害想定の変化や法改正への対応を行うため、計画の修正をしています。
- 災害時の避難等に支援が必要な要配慮者のために、平成25(2013)年度から避難行動要支援者名簿の作成が市に義務付けられ、令和3(2021)年度からは避難行動個別避難計画の作成が努力義務となりました。避難行動要支援者名簿の整備を行いながら個別支援計画の作成を進めていく必要があります。
- 市内には主に自治会、町内会を母体とした27の自主防災組織があり、火災発生時の初期消火はもとより、災害発生時には地域の災害活動の中心的な役割を担うことになります。平常時には貸与された資機材を使った訓練を行い、災害発生時は指定避難所において避難所運営委員会と協力して避難所運営に当たります。
- 消防団についても、日常の火災対応はもとより、地域の災害対応での活躍が期待されており、発災時には、消火活動と合わせて捜索や救助・救出活動も担うことになります。また、災害時には女性視点で災害対応を考えることが求められています。
- 近年、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に加え、気候変動に伴い全国的に風水害や土砂災害等の発生リスクが高まっている中、いつどこで起きるのか分からない災害時の被害を最小限に抑制するためには、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共

- 助に根ざした防災活動の体制づくりをより一層積極的に推進する必要があります。また、水害時の市民一人ひとりの防災行動計画を定める「マイタイムライン」の考え方では自治体が発信するハザードマップなどの災害情報や、災害時の正確で迅速な情報発信が求められています。
- 大規模地震や水害に加えて富士山の噴火など大規模噴火の際の防災施策についても検討が求められています。
 - 平成29(2017)年には、減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、国立市の災害特性を考慮し、効果的に災害による被害を防ぎ、減少させるための具体的な対策をまとめた減災対策推進アクションプランを策定しました。発災時の被害を最小限にとどめるため、引き続き減災の取組を推進する必要があります。
 - 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成25(2013)年5月に国立市国民保護計画を策定しました。この計画は、外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロなどが発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活などに及ぼす影響を最小にするための措置などを定めたものです。対象となる事態になった場合に、住民の避難や救援を行うことが想定されています。

＜施策の目的及び体系＞



＜展開方向1：防災都市づくり＞

【目的】

火災や地震など災害時の被害を減少させる災害に強い都市を作ります。

【手段】

- ◆災害時の被害を最小限に抑えるため、延焼遮断機能の確保を推進します。
- ◆災害時における避難及び緊急車両の通行を円滑に行うため、狭あい道路の拡幅整備を促進します。
- ◆震災時における火災の延焼を抑えるため、火災危険度の高い地区を重点的に、出火防止及び延焼防止の対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
地震や災害が起こった時に生命・財産が守られると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.3 (2024 年度)	40	42.5

＜展開方向2：災害等への対応能力の向上＞

【目的】

災害時等の初動体制を充実させ、市民及び市職員の災害対応能力の向上を推進します。

【手段】

- ◆各種災害対応マニュアルの作成・検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆備蓄計画に基づき、想定される避難者数に対応できる計画的な備蓄を推進します。
- ◆計画的に訓練を企画・実施することで、対応能力の向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
備蓄数(食料)	食	市において備蓄している食料の数	117,406 (2024 年度)	118,000	118,000
市民の防災訓練参加者数	人	防災訓練に参加した市民の数	1,616 (2024 年度)	毎年度 3,000 人以上	毎年度 3,000 人以上

＜展開方向3：自発的な防災活動の促進＞

【目的】

地域の防災力を強化し、災害時における要配慮者の支援を円滑に行うとともに、市民の防災意識の向上による自発的な防災活動を促進します。

【手段】

- ◆自主防災組織の活動を強化するとともに、地区防災計画策定を推進します。
- ◆地域での要配慮者支援事業の展開や避難行動要支援者名簿の効果的な活用、避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定を進めることにより、要配慮者の支援体制を強化します。
- ◆風水害は地震災害と異なり、事前にある程度予測が可能な災害であることから、住民が正確な知識を持ち、行動できるよう周知啓発を図ります。
- ◆日頃からの防災関連情報の発信を強化するとともに、防災教育を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自主防災組織数	組織	同左	27 (2024 年度)	30	30
防災対策をしていない市民の割合	%	国立市市民意識調査	18.0 (2024 年度)	16.0	14.0



市民によるバケツリレーでの初期消火訓練

基本施策14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備

【施策統括課:防災安全課 主な関係課:まちの振興課】

＜現状と課題＞

- 法務省の「令和6年度版犯罪白書」によると、刑法犯の認知件数は、平成8(1996)年から毎年戦後最多を記録し、平成14(2002)年には285万3,739件にまで達しましたが、平成15(2003)年に減少に転じ、平成27(2015)年から令和3(2021)年までは戦後最少を更新していました。しかし、令和4(2022)年から増加に転じ、令和5(2023)年も引き続き増加しています。
- 国立市の令和4(2022)年以降の刑法犯認知件数は、令和4(2022)年に341件、令和5(2023)年に358件、令和6(2024)年に361件と前年を上回る傾向が続いております。令和6(2024)年における刑法犯認知件数を主な罪種別にみると、「自転車盗」が136件で全体の37.7%を占め、次いで「万引き」の39件(構成比10.8%)、「詐欺」の33件(構成比9.1%)の順となっています。
- 近年においては、求人サイトやSNSを悪用して離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」による特殊詐欺¹³や強盗事件など、新たな犯罪集団による被害が発生しています。
- 国立市では、平成26(2014)年5月に警視庁立川警察署との間で、「①市と署との間の相互連携強化」、「②市民の防犯意識の向上や自主的な防犯活動の推進に対する支援」、「③犯罪情報等に関して可能な範囲内での市と署の相互提供」などについて定めた「国立市安全安心まちづくりに関する覚書」を締結し、警察との連携の下、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。また、社会全体の協力・連携による暴力団排除の活動に取り組み、市民の安全で平穏な生活を確保するため、平成26(2014)年4月に「国立市暴力団排除条例」を施行しました。
- 自転車盗や侵入窃盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を未然に防止するため、子どもから高齢者に至るまで市民のライフステージに応じた体系的な防犯教育を推進するとともに、地域での見守りの強化など犯罪が発生しにくい環境を整える必要があります。特に、国立市において被害の大きい特殊詐欺については、件数及び被害の減少に向けた重点的な取組が必要となります。
- 特に特殊詐欺については、継続して被害が発生しており、減少しない特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発を一層推進するとともに、立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会等と協働した取り組みを推進し、社会全体で特殊詐欺の被害を防止する機運の醸成を図る必要があります。
- 近年ではスマートフォンの普及によりインターネットの通信販売やSNSを利用する方が増加しており、それらに関連する新たな消費者トラブルが多発しています。
- 全国の消費生活センター等に寄せられた「通信販売」に関する消費生活相談件数は、年々増加傾向にあり、令和6(2024)年度には消費生活相談全体の3分の1程度を占めています。
- 現在、国立市では、消費生活に関する相談や商品の苦情等に専門の相談員が対応する「国立

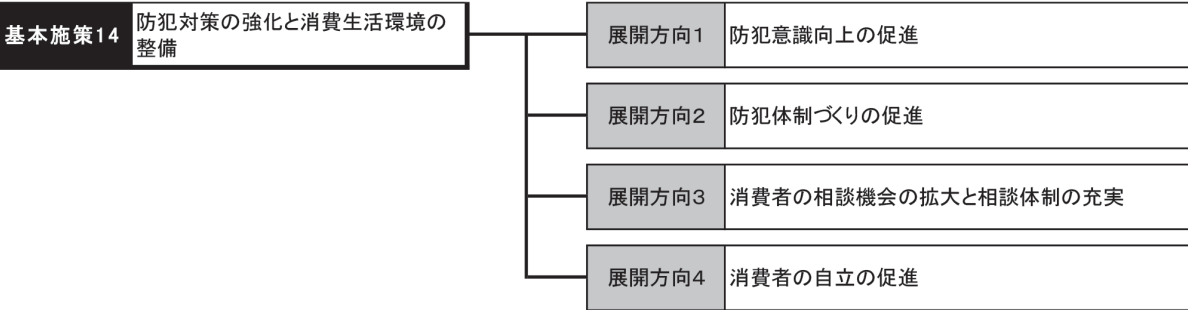
13 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む)の総称であり、その代表的なものが振り込み詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)である。

市消費生活相談センター」を開設しているとともに、消費者被害を防止するため、相談機能の強化や出前講座等の啓発活動に取り組んでいます。

- 消費生活相談件数は、平成30(2018)年度には595件となっていたましたが、令和6(2024)年度は、484件と減少傾向にあります。
- 情報通信に関連する新しい消費者トラブルなど、全国的に消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、国立市においても子どもから高齢者まで、より多くの市民が様々な消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高まっていくことが懸念されます。
- 消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。

＜施策の目的及び体系＞

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。



＜展開方向1：防犯意識向上の促進＞

【目的】

市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。

【手段】

- ◆市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。
- ◆高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。

- ◆特殊詐欺対策としての自動通話録音機の貸与を行い、被害の抑制を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	80.6 (2024 年度)	87.0	90.0
特殊詐欺被害件数	件	同左	33 (2024 年度)	10	5

＜展開方向2：防犯体制づくりの促進＞

【目的】

犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。

【手段】

- ◆くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。
- ◆立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。
- ◆自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。
- ◆商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市内の刑法犯発生件数	件	東京都の自治体別刑法犯発生件数(警視庁)	361 (2024 年度)	300	200
くにたちメール登録者数	人	同左	9,517 (2024 年度)	10,000	10,000

＜展開方向3：消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実＞

【目的】

消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。

【手段】

- ◆消費者からの相談受付体制を整備します。
- ◆消費者相談員の相談スキル向上に取り組めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
消費生活相談件数	件	国立市の消費生活相談センターが受付した相談件数	484 (2024 年度)	毎年度 500 件以上	
過去 1 年間に消費生活に関する被害にあったことのある市民の割合	%	国立市市民意識調査	5.5 (2024 年度)	5.2	5.0

＜展開方向 4：消費者の自立の促進＞

【目的】

市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。

【手段】

- ◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談等を積極的に展開します。
- ◆市報やSNS等で消費生活に関する情報を発信することにより市民への情報提供を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%	国立市市民意識調査	80.9 (2024 年度)	87.0	91.0
出前講座等により消費生活に関する情報を得られた人数	人	出前講座等の参加者数	66 (2024 年度)	毎年度 100 人以上	



国立駅前での特殊詐欺防止キャンペーン

基本施策15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進

【施策統括課：まちの振興課
主な関係課：福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進担当、子育て支援課、公民館】

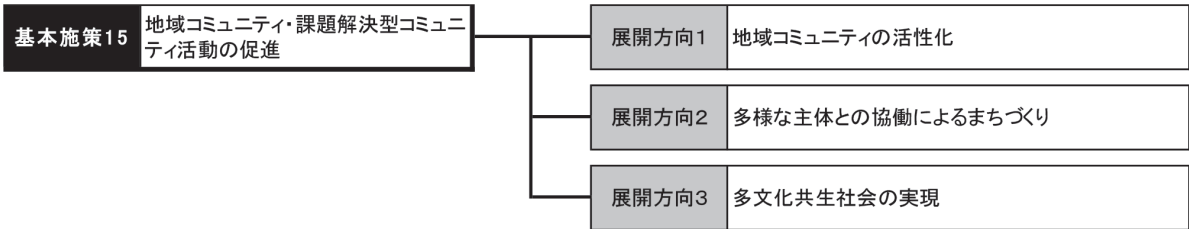
＜現状と課題＞

- これまで地域の実情に応じた住み良いまちづくりを推進する上では、住民に最も身近な地域コミュニティの基礎的単位である自治会、町内会等が主要な担い手となり、防災・防犯、環境美化、祭り・イベント、子育て支援、高齢者の見守りなど、様々な分野で活発な活動を展開していました。
- しかし、国立市においては、他の都市部と同様に、地域のつながりの希薄化、市民生活や価値観の多様化、少子高齢化の進行等により、自治会・町内会の加入率は、令和6(2024)年度で22.8%と、依然として低下しています。近年、高齢化が進む中で独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることから、孤立化防止のため地域での見守りが求められています。
- 地域の見守りや防災・防犯など、今後さらに個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、これらの課題に迅速かつきめ細かく対応するためには、コミュニティ力が求められます。そのため、地域の課題を解決し、より良い地域社会づくりに向けて、自主的・自発的な活動に取り組む新たな担い手や団体の発掘と育成に努める必要があります。また、市民・地域・市民活動団体・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、自立したパートナーとして協力し合い、課題の解決に取り組む協働のまちづくりを様々な分野に拡大していく必要性が高まっています。
- コミュニティ施設については、施設利用者のニーズを把握しながら、既存施設を有効に活用していく必要があり、各地域におけるコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、ハード・ソフトの両面から、既存コミュニティ施設の機能向上や有効利用を促進するための取組を強化する必要があります。一方で、他の公共施設の改築に合わせて公共施設の複合化による効率化を進める必要があります。
- 近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、全国的に地域社会が抱える課題が複雑化・深刻化しているとともに、社会保障関係費の増大等によって、行政の人的・財政的な制約が強まっています。
- 市・市民・地域・市民活動団体・事業者等の横の連携を生み出すために、交流の機会の創出とCSWやボランティアセンターを含む広域連携の推進を目指す必要があります。
- 今後さらに多様化・深刻化していくと見込まれる地域社会が抱える課題に対し、迅速かつきめ細かく対応するためには、様々な機会を捉えて市民の意見を聴取し、また、より広範な分野で市民・地域・市民活動団体・事業者等との市民参加(市民参画)と協働によるまちづくりを積極的に推進していくための仕組みを強化することが必要です。
- 国立市の外国人人口は、令和6(2024)年度末には2,055人となっており、「やさしい日本語」は外国人住民を含む多くの方とのコミュニケーションに資するものであることから、啓発に努める必要があります。
- 日本語学習支援、生活相談、就学時・災害時での多言語での情報提供、健康相談・医療機関で

の多言語対応、居住支援や入居差別の解消など、言語だけでなく、性、年齢、しょうがい、民族、国籍・出身地、宗教など、ソーシャル・インクルージョンの観点から、多様なマイノリティに配慮した社会づくりに取り組むことが求められています。

＜施策の目的及び体系＞

地域コミュニティ（自治会・町内会・地域における共同体）や、市民活動等課題解決型コミュニティとの連携を強化し、地域の課題解決を図ります。自治体政策全体を見直す基礎的な観点として多文化共生を位置づけ、外国人市民が地域で孤立することなく受け入れられ、相互交流できるまちを目指します。



＜展開方向1：地域コミュニティの活性化＞

【目的】

地域コミュニティにおいて重要な役割を担う自治会・町内会の組織や活動を維持・強化し、コミュニティ力を高めるとともに、これらの組織が地域で積極的に活動する場を整えます。

【手段】

- ◆防災・防犯など、生活に役立つ情報を自治会・町内会に提供します。また、市ホームページや広報等を活用して自治会・町内会の活動を支援します。
- ◆多様な主体の協働による取組や地域資源(人材・物資・資金・情報)を効果的に活用したコミュニティ活動を促進します。
- ◆コミュニティ施設について、多世代の方がより利用しやすい施設とするため、地域住民・団体等の意見を聞いた上で利便性を向上させるとともに、コミュニティ施設の整備計画の策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
自治会・町内会加入率	%	自治会、町内会加入世帯数／全世帯数	22.8 (2024 年度)	23.1	23.3
コミュニティ施設利用者数	人	地域集会所、地域福祉館、地域防災センターの延べ利用者数	132,211 (2024 年度)	138,000	142,000

＜展開方向2：多様な主体との協働によるまちづくり＞

【目的】

多様な主体による協働を進めることにより、地域社会が抱える課題に迅速かつきめ細かに対応します。

【手段】

- ◆より広範な分野において、市・市民・地域・市民活動・事業者等が連携を強化することで共助社会づくりに取り組みます。
- ◆市民活動に関する相談支援体制を整えます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
市と市民活動団体等との協働・連携実績件数	件	同左	212 (2023 年度)	232	242

＜展開方向3：多文化共生社会の実現＞

【目的】

外国人市民が快適に生活できる環境を整えるとともに、日常的に外国人市民と交流することにより、相互理解を進めます。

【手段】

- ◆外国人の方の生活上の不安等について、その把握する手法等について検討していきます。
- ◆地域の国際交流団体や大学等との連携を図り、在住外国人との相互理解を図る活動を支援します。
- ◆地域の国際交流団体や大学等と連携した懇談会・講座・レクリエーションなど、在住外国人と市民が交流する機会をつくれます。
- ◆多言語対応や「やさしい日本語」を活用して、外国人にも伝わりやすい情報発信に努めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2027 年度	2029 年度
いつもの生活のなかで、言葉や文化の違いによって困ると感じている市民の割合	%	国立市市民意識調査	5.7 (2024 年度)	5.1	4.7